

福島市下水道事業経営戦略  
【改定版】  
(令和3年度～令和12年度)

令和3年3月

都市政策部下水道室



# 目次

---

第1章 経営戦略策定・改定の趣旨	1
1 経営戦略策定・改定の趣旨と位置付け	1
2 主な改定の概要	2
(1) 推計人口の見直し	2
(2) 各種整備計画の更新	2
(3) 安定経営のための取り組み	2
3 対象事業	2
4 計画期間	3
第2章 事業概要	4
1 下水道事業の沿革	4
(1) 公共下水道事業	4
(2) 特定環境保全公共下水道事業	4
(3) 農業集落排水事業	4
(4) その他	4
2 事業の現況	6
(1) 施設	6
(2) 使用料	8
(3) 組織	9
3 民間活力の活用等	10
(1) 民間活用の状況	10
(2) 資産活用の状況	10
4 下水道事業の現状と課題	10
(1) 汚水処理の普及拡大に関する現状と課題	10
(2) 合流式下水道の改善に関する現状と課題	11
(3) 浸水対策・耐水化に関する現状と課題	12
(4) 地震対策に関する現状と課題	13
(5) 下水道施設の適正な維持管理と長寿命化に関する現状と課題	13
5 経営状況	14
(1) 経営指標を使った現状分析	14
(2) 使用料収入の状況	16
(3) 企業債の状況	17
(4) 一般会計繰入金の状況	17

第3章 経営の基本方針	19
第4章 投資・財政計画（収支計画）	20
1 投資・財政計画（収支計画）	20
2 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	20
（1）収支計画のうち投資についての説明	20
（2）収支計画のうち財源についての説明	21
（3）収支計画のうち投資以外の経費についての説明	29
3 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	30
（1）今後の投資についての考え方・検討状況	30
（2）今後の財源についての考え方・検討状況	31
（3）投資以外の経費についての考え方・検討状況	31
4 計画期間における経営の見通しについて	32
第5章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	33
○投資・財政計画（収支計画）	35
○用語集	48

# 第1章 経営戦略策定・改定の趣旨

## 1 経営戦略策定・改定の趣旨と位置付け

下水道は、水道とともに欠くことのできない社会の基盤施設であり、その役割及び機能は、①生活環境の改善、②公共用水域の水質保全、③浸水の防除などを目的として整備が進められてきました。また近年は、集中豪雨や大規模地震などに対する下水道施設の強靱化や、下水道施設や資源の有効利用によるさらなる環境への貢献など、下水道の役割は多様化しています。

一方、国・地方ともに厳しい財政状況に置かれている中、人口減少社会の到来や水利用形態の変化などにより、下水道の財政基盤を支える使用料収入の減少などが懸念されています。今後は、限られた財源の中で更なる普及率の向上やこれまで整備された施設の点検・調査、老朽施設の改築・更新に対応するための維持管理の体制・計画の策定が必要となってきます。

本市の下水道は、昭和38年から公共下水道の整備を開始し、下水道処理人口は約18万人に達しました。しかし、公共下水道が未整備で接続できない人や合併処理浄化槽を使用していない人が約4万人いるなど、下水道がまんべんなく普及しているとは言えない状況となっており、その普及拡大は重要な課題となっています。また、下水道整備開始から約58年が経過しており、下水道施設の老朽化や、頻発する自然災害への対策の推進が求められている一方で、人口減少が進み使用料収入の減少が見込まれる状況下で事業経営に必要な財源を確保しなければならないなど、取り組むべき課題も多様化しています。

このような状況の中、第5次福島市総合計画基本構想（2011-2020）の重点施策「環境にやさしい美しいまちづくりの推進」を実現するため、下水道サービスの維持・向上を目指し、下水道事業のあり方や今後の進むべき方向を明らかにするものとして、平成27年7月に『福島市下水道ビジョン』（以下「下水道ビジョン」という。）を策定しました。

下水道ビジョンに基づき各施策を実施するにあたり、投資とその財源について具体的にし、中長期的視点に立った持続可能な経営の見通しとして、平成30年3月に策定（ただし、特定環境保全公共下水道は平成29年3月に策定したため改定。）した『福島市下水道事業経営戦略』（以下「経営戦略」という。なお区分するために平成30年策定のを「前経営戦略」、今回改定のを「本経営戦略」とします。）は、策定から3年が経過します。この間、下水道ビジョンの目標達成に向けて事業を進めてきましたが、人口減少などの社会情勢の変化や頻発する自然災害に対応していくとともに、3年間の実績により計画との乖離が生じた箇所の分析・修正を行う必要があります。また、下水道使用料の体系・水準の検討時期にも当たることから、今般、経営戦略の改定を行うものです。

## 2 主な改定の概要

---

### (1) 推計人口の見直し

前経営戦略は、平成27年10月に本市が策定した「福島市人口ビジョン」のうち、持続可能で活力のある地域づくりを進めるための施策効果を反映した「将来人口展望」をもとに計画策定をしました。

今回の経営戦略改定に際しては、福島市人口ビジョンで採用している国立社会保障・人口問題研究所の推計手法に準拠した「将来人口推計」をもとに算定したものを参考とし、人口減少が進んだ厳しい状況を想定し経営見直しを作成しています。

### (2) 各種整備計画の更新

前経営戦略の策定後、各種整備計画の見直し等が行われました。下水道施設が浸水被害を受けた場合に事業継続を可能にする耐水化事業を追加したほか、頻発する大型台風・大雨等による浸水への対策及び下水道施設を計画的かつ効率的に管理するストックマネジメント事業等、前経営戦略に計上済みの事業の実施時期・費用を見直し、本経営戦略に反映しています。

### (3) 安定経営のための取り組み

事業の透明性向上及び経営の健全化を図り、効率的で安定的な事業経営を行うことを目的として、地方公営企業法の一部（財務規定等）を平成28年度から適用しました。これにより、財務諸表を取り入れた会計の仕組みを通して令和元年度までの決算を分析し、事業の課題等を把握しました。この結果、公共下水道については、安定経営を行うための運転資金の確保等が改善すべき課題であるとして、財務基盤の強化を図るため、資本費平準化債を取り入れました。

## 3 対象事業

---

本経営戦略では本市で取り組んでいる公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業を対象としています。

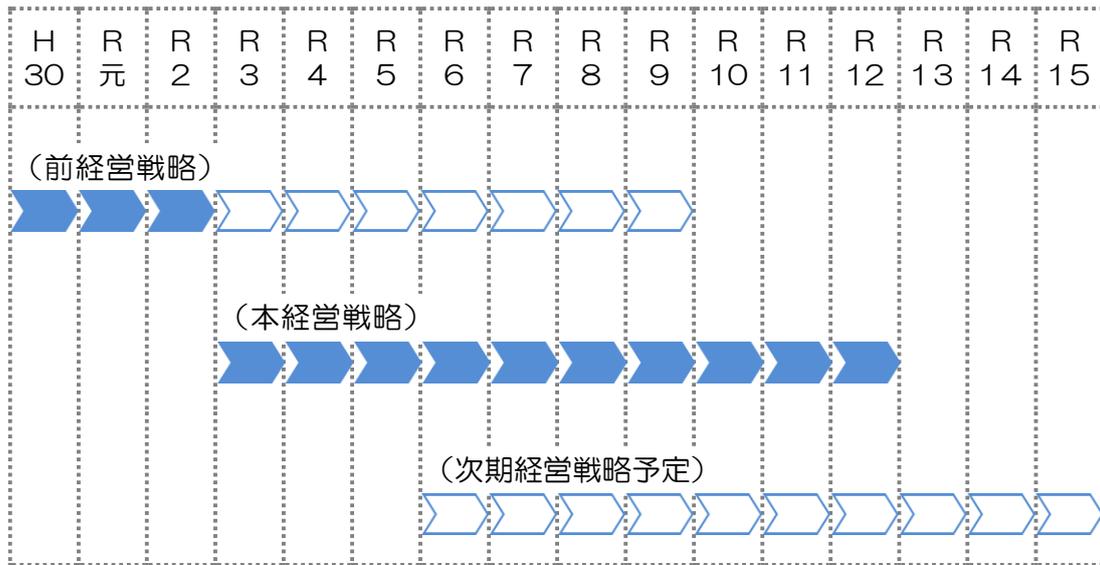
## 4 計画期間

---

前経営戦略（平成30年度から令和9年度までの10年間）を策定してから3年が経過しますが、社会情勢の変化やこれまでの実績から事業の現状を把握し課題を捉え、より質の高い事業経営に向けて改善する必要があります。

したがって、改めて取組の方向性や財政面での見通しを明らかにしたうえで中長期的な下水道事業の経営を展望した経営戦略の改定を行い、その計画期間は令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間とします。

### 【ローリング方式による経営戦略改定のイメージ】



## 第2章 事業概要

### 1 下水道事業の沿革

#### (1) 公共下水道事業

##### ① 汚水事業

昭和38年7月に福島駅を中心とした旧市街地594haを計画区域とした福島市都市計画公共下水道事業計画の認可を受け、同年11月合流式下水道による公共下水道築造事業に着手しました。その後、福島県の進める流域下水道事業と本市の進める流域関連公共下水道事業を推進し、計画処理区域面積、計画処理人口の拡大と下水道普及率の向上に努めてきました。令和元年度末現在、単独公共下水道467ha、流域関連公共下水道3,862haを合わせた事業計画面積4,329haのうち90.0%にあたる3,898haが整備済みとなっています。

##### ② 雨水事業

市街地における雨水による浸水防除のため、雨水排水ポンプ場や雨水渠の整備を計画的に進めてきました。令和元年度末現在、単独公共下水道467ha、流域関連公共下水道2,808haを合わせた事業計画面積3,275haのうち54.3%にあたる1,778haが整備済みとなっています。

#### (2) 特定環境保全公共下水道事業

土湯温泉町特定環境保全公共下水道は、磐梯朝日国立公園に位置する土湯温泉町において、豊かな自然環境を保全するため、市街化区域外の下水道事業として実施しています。なお、平成3年12月に20haの事業認可を得て、平成7年10月に一部下水道の供用を開始しました。現在は施設整備が概ね完了し維持管理を行っています。

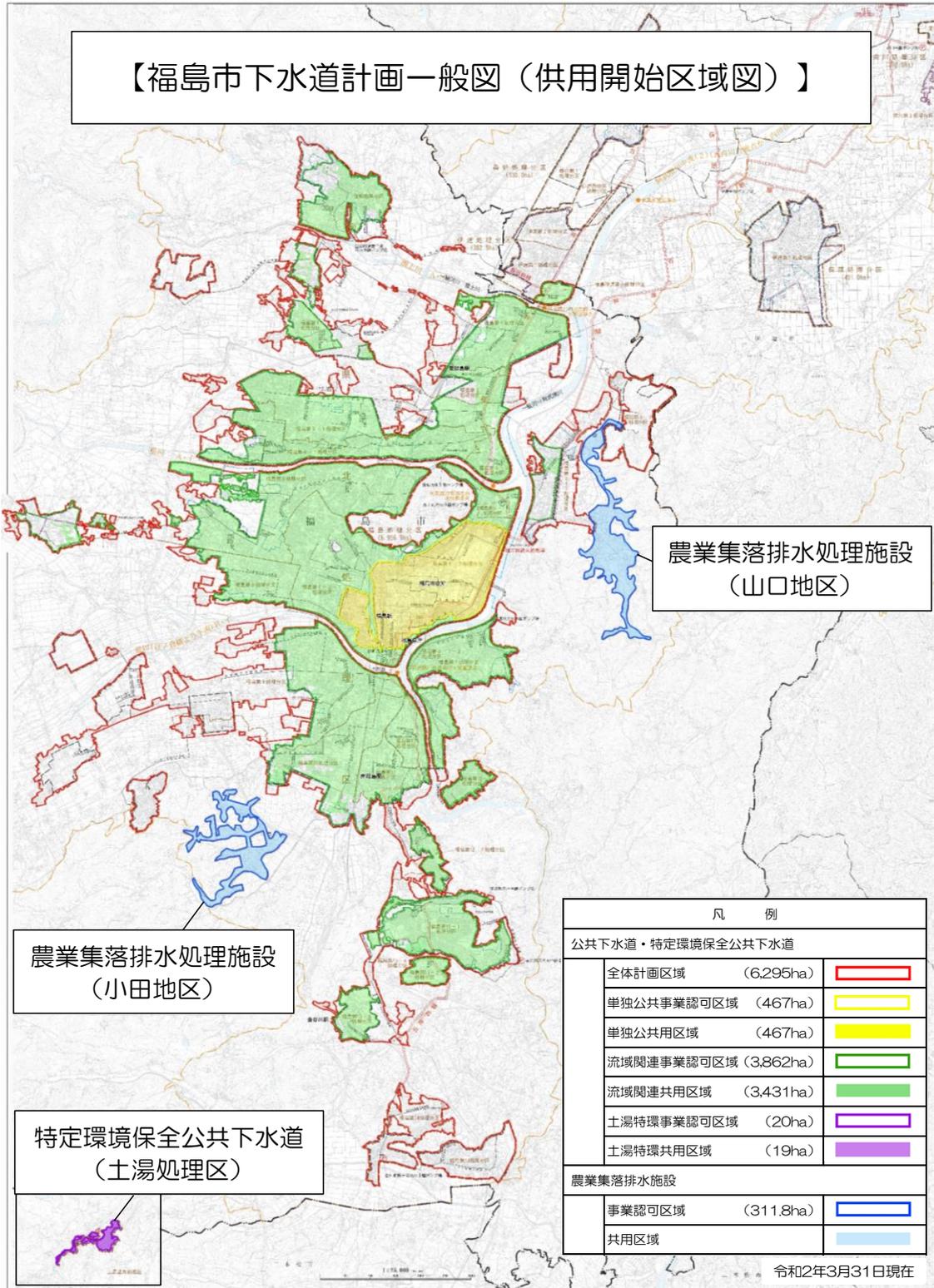
#### (3) 農業集落排水事業

農業振興地域の生活排水処理として、自然との共生をめざし、住環境の向上や河川などの水質保全、快適な生活環境の確保を図るため、平成7年度に小田地区、平成10年度に山口地区において農業集落排水事業の事業採択を受けて、それぞれ98.8ha、213.0haの整備事業を実施しました。現在、施設整備を完了し維持管理を行っています。

#### (4) その他

本市では、し尿や生活排水を処理する個人設置の合併処理浄化槽の普及を広める事業や下水道区域外の雨水による浸水の防除を主な目的とする都市下水路の整備を行い、上記の3事業のほか、これらを含めた広い意味での下水道事業を執り行っています。

【福島市下水道計画一般図（供用開始区域図）】



農業集落排水処理施設  
（山口地区）

農業集落排水処理施設  
（小田地区）

特定環境保全公共下水道  
（土湯処理区）

凡 例		
公共下水道・特定環境保全公共下水道		
全体計画区域	(6,295ha)	
単独公共事業認可区域	(467ha)	
単独公共用区域	(467ha)	
流域関連事業認可区域	(3,862ha)	
流域関連共用区域	(3,431ha)	
土湯特環事業認可区域	(20ha)	
土湯特環共用区域	(19ha)	
農業集落排水施設		
事業認可区域	(311.8ha)	
共用区域		

令和2年3月31日現在

## 2 事業の現況

### (1) 施設

#### ① 公共下水道事業

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和46年度 (50年)	法適(全部適用・一部適用)非適の区分	法適(一部適用)
処理区域内人口密度	46.9人/ha	流域下水道等への 接続の有無	有
処理区数	2区(堀河処理区、阿武隈川上流流域下水道県北処理区)		
処理場数	1箇所(堀河町終末処理場)		
広域化・共同化・ 最適化実施状況	県事業の阿武隈川上流流域下水道県北処理区に福島市・伊達市・桑折町・国見町の2市2町が参画し、広域化・共同化を行っています。		

#### ② 特定環境保全公共下水道事業

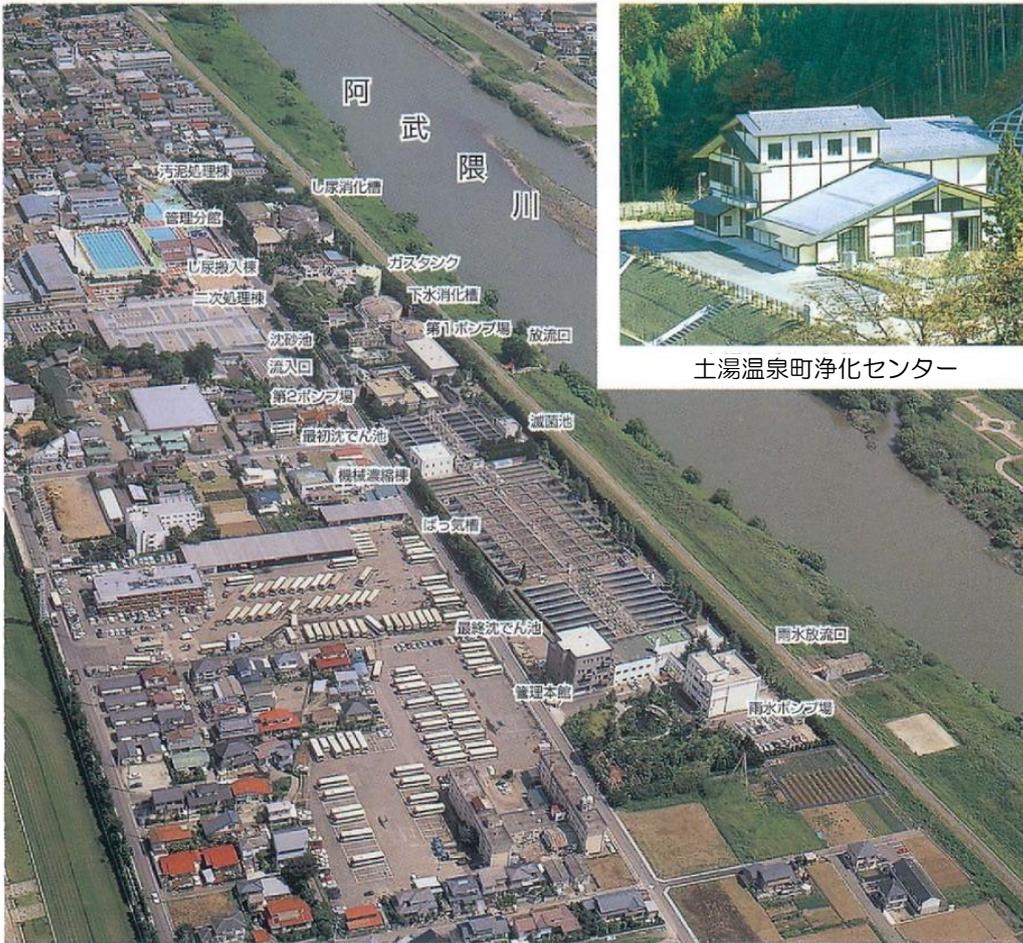
供用開始年度 (供用開始後年数)	平成7年度 (26年)	法適(全部適用・一部適用)非適の区分	法適(一部適用)
処理区域内人口密度	13.8人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1区(土湯処理区)		
処理場数	1箇所(土湯温泉町浄化センター)		
広域化・共同化・ 最適化実施状況	無		

#### ③ 農業集落排水事業

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成10年度 (23年)	法適(全部適用・一部適用)非適の区分	法適(一部適用)
処理区域内人口密度	7.2人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	2区(小田地区、山口地区)		
処理場数	2箇所(小田地区処理場、山口地区処理場)		
広域化・共同化・ 最適化実施状況	無		

## 【下水道処理施設】

堀河町終末処理場



土湯温泉町浄化センター

## 【農業集落排水処理施設】



小田地区処理場



山口地区処理場

## (2) 使用料

### ① 下水道使用料（公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業）

下水道使用料は、下水道施設の維持管理費、運営費、資本費（減価償却費及び企業債利息等）に充てるため、福島市下水道条例第 16 条、17 条の規定に基づき、公共下水道の利用者から排除された汚水量に応じて負担していただいています。

#### 【料金表】

（1 か月当たり、消費税抜）

種別	区分	使用水量	使用料
一般 汚水	基本使用料	0 <sup>m</sup> ～ 10 <sup>m</sup>	1,100円
	従量使用料 (1 <sup>m</sup> につき)	11 <sup>m</sup> ～ 20 <sup>m</sup>	150円
		21 <sup>m</sup> ～ 30 <sup>m</sup>	185円
		31 <sup>m</sup> ～ 50 <sup>m</sup>	225円
		51 <sup>m</sup> ～100 <sup>m</sup>	275円
		101 <sup>m</sup> ～500 <sup>m</sup>	305円
		501 <sup>m</sup> ～	325円
公衆 浴場 汚水	基本使用料	0 <sup>m</sup> ～ 10 <sup>m</sup>	450円
	従量使用料 (1 <sup>m</sup> につき)	11 <sup>m</sup> ～	45円
温泉 汚水	基本使用料	0 <sup>m</sup> ～ 10 <sup>m</sup>	900円
	従量使用料 (1 <sup>m</sup> につき)	11 <sup>m</sup> ～	90円
井戸水のみの 使用の 一般家庭	2人まで	10 <sup>m</sup>	1,100円
	3人	15 <sup>m</sup>	1,850円
	4人	20 <sup>m</sup>	2,600円
	5人	25 <sup>m</sup>	3,525円
	以下1人増すごとに5 <sup>m</sup> 加算し、一般汚水の料金表により算出		

※平成15年4月使用分より適用

温泉汚水は平成21年4月使用分より適用

### ② 農業集落排水施設使用料

農業集落排水施設使用料は、施設の維持管理費、運営費、資本費に充てるため、福島市農業集落排水処理施設条例第 11 条から第 14 条の規定に基づき負担していただいています。

## 【料金表】

ア 一般家庭

(1 か月当たり、消費税抜)

基本料金	人員割料金
1 世帯当たり 1,300円	世帯人員 1 人につき 450円

イ 一般家庭以外（事務所、学校、集会施設等）

(1 か月当たり、消費税抜)

基本料金	汚水料金	
	汚水量	1m <sup>3</sup> につき
汚水量 10m <sup>3</sup> まで 1,300円	11m <sup>3</sup> ～ 20m <sup>3</sup>	125円
	21m <sup>3</sup> ～ 30m <sup>3</sup>	150円
	31m <sup>3</sup> ～ 50m <sup>3</sup>	180円
	51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup>	220円
	101m <sup>3</sup> ～500m <sup>3</sup>	245円
	501m <sup>3</sup> ～	265円

### (3) 組織

下水道施設の建設、維持管理を行うため、福島市都市政策部では1室3課9係50名の職員で、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水及び浄化槽に関する業務を行っています。

※令和2年4月1日現在

部・課名及び職員配置	係と主な業務
都市政策部 ↓ 下水道室 (室長1名)	下水道総務課 (20名) <ul style="list-style-type: none"> <li>◆庶務係 下水道事業及び農業集落排水事業の総合調整、財政計画、予算及び決算などに関すること</li> <li>◆業務係 下水道及び農業集落排水施設の使用料、下水道事業受益者負担金などに関すること</li> <li>◆普及推進係 下水道への接続工事（排水設備工事）及び浄化槽などに関すること</li> </ul>
	下水道建設課 (20名) <ul style="list-style-type: none"> <li>◆計画係 下水道事業の計画策定、下水道及び農業集落排水施設の供用開始、開発行為等に関する下水道施設の指導などに関すること</li> <li>◆建設第一係 下水道の設計、施工、工事の検査、監督などに関すること</li> <li>◆建設第二係 下水道の設計、施工、工事の検査、監督などに関すること</li> <li>◆建設第三係 下水道及び農業集落排水施設の設計、施工、工事の検査、監督などに関すること</li> </ul>
	下水道 管理センター (9名) <ul style="list-style-type: none"> <li>◆施設管理係 終末処理場及び衛生処理場の運営、維持管理、修繕工事などに関すること</li> <li>◆管路管理係 下水道及び農業集落排水の管路・施設の維持管理、修繕工事などに関すること</li> </ul>

### 3 民間活力の活用等

---

#### (1) 民間活力の活用状況

堀河町終末処理場、土湯温泉町浄化センター（ユーティリティ費用(\*)を含む。）、農業集落排水施設については、運転・保守管理業務、汚泥運搬処理業務等を民間事業者  
に委託しています。

また、管渠等については、管渠施設維持管理業務、マンホールポンプ保守管理業務等  
において各事業を一括して民間事業者  
に委託しています。

〔\*ユーティリティ費用：運転・保守点検を行うために必要な消耗品、薬剤、資材、  
電気・水道・燃料費等の費用〕

#### (2) 資産活用の状況

下水の処理には多くの電力を使用する一方、下水道は処理水や下水汚泥、熱、バイオ  
マスエネルギー、施設空間など、様々な資源を有しています。

福島市では堀河町終末処理場の処理水の一部を、隣接する福島市衛生処理場の希釈水  
として有効利用しています。また、祓川都市水環境整備下水道事業を実施し、雨水渠の  
上部にせせらぎ水路として親水利用しているほか、市のごみ焼却施設でバイオマスを活  
用し発電した電力の一部調達を行い、経費の節減や地産地消に貢献しています。

### 4 下水道事業の現状と課題

---

#### (1) 汚水処理の普及拡大に関する現状と課題

本市の公共下水道及び特定環境保全公共下水道を合わせた汚水処理人口普及率は、令  
和元年度末で 66.3%（本市下水道統計資料より）に達しましたが、全国平均普及率は  
79.7%（国土交通省ホームページより）であり低い水準となっています。

公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を合わせた事業計画区域に対する  
整備率は 90.1%（本市下水道統計資料より）であり、下水道の接続に向けた取り組み  
と併せて整備を継続していきませんが、今後は災害に強く安定した下水道サービスを将来  
にわたって提供するため、下水道施設の耐震化・耐水化などの機能強化や更新に対する  
事業費負担も大きくなるものと予想されます。

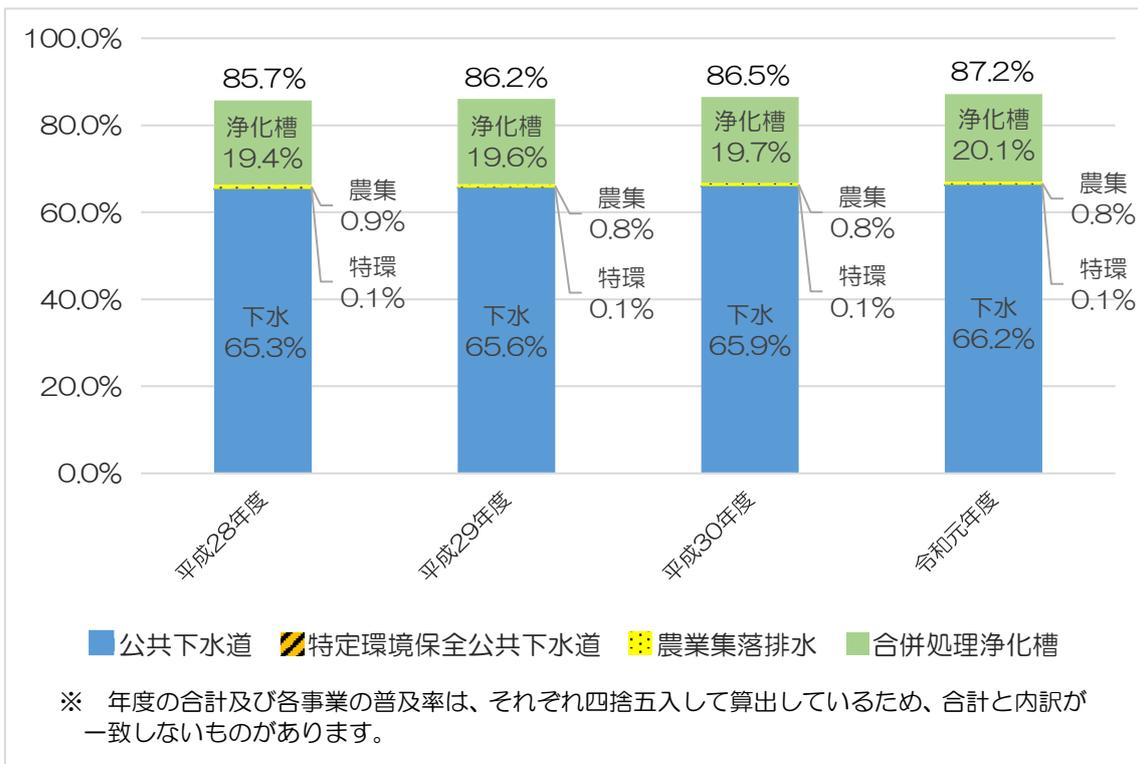
人口減少が進む社会情勢であることから、主な収入源である下水道使用料を現在と変  
わらず確保し続けることは厳しい見通しですが、事業規模の大きい公共下水道とその他  
の事業の統合や合併処理浄化槽の普及促進を併せた整備区域の見直しなど、ソフト面・  
ハード面の両面による総合的な汚水処理施設整備のあり方の再検討が必要となってい  
ます。

令和元年度末の各事業の汚水処理人口・普及率は、次の表のとおりです。

## 【各事業の汚水処理人口・普及率（令和元年度末）】

公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落 排水	合併処理 浄化槽	合計	行政区 人口
182,788 人	263 人	2,251 人	55,428 人	240,730 人	276,006 人
66.2%	0.1%	0.8%	20.1%	87.2%	—

## 【各事業の汚水処理人口普及率の推移】



## （2）合流式下水道の改善に関する現状と課題

堀河処理区では事業着手当時、公衆衛生の向上や速やかな雨水排除といった目的を達成するために、経済的かつ即効性を重視した排除方式として、汚水と雨水を同じ管渠で流す合流式下水道が採用されました。しかし、都市の発展に伴う流出形態の変化や、管路施設の流下能力不足などにより、強い雨の日には管渠や処理場の能力を超えた下水（汚水＋雨水）が未処理のまま河川などへ放流される恐れがあります。

本市では、平成 13 年度より「合流式下水道の改善計画」の検討を進め、平成 25 年度を目標として『合流式下水道緊急改善計画』を進めてきました。しかし、平成 23 年

3月11日の東日本大震災に見舞われ、下水道施設の復旧作業等による合流改善事業の進捗の遅れが生じていましたが、今後は処理場改造による雨水滞水池設置を行うなど着実に事業を進め、阿武隈川水域の水質保全と公衆衛生の確保に向けて事業を進めていく必要があります。

### (3) 浸水対策・耐水化に関する現状と課題

#### ① 浸水対策

浸水はその発生の原因が、集中豪雨などによる雨水を河川へ排出しきれずに溢れ出すものを「内水による浸水」といい、広範囲にわたる大雨により河川水が増水し河川堤防から水が溢れ出すものなどを「外水による浸水」といいます。下水道部門では、雨水渠や都市下水路等の施設整備により内水による浸水対策を行い、その他河川・道路・農業部門においても河川・道路側溝・農業用水路などの施設整備により対策を行っています。

公共下水道事業における雨水施設整備水準は、10年確率、44.3mm/時の降雨に対する雨水排水計画としており、内水による浸水が起りやすい地区を中心に、雨水渠や雨水排水ポンプ場の整備を進めてきました。整備済区域は2,716ha（全体計画面積の約43%）であり、その他の区域は道路側溝や水路などにより雨水排水を行っています。

整備済区域であっても、地形条件などによっては、計画降雨以下の雨で浸水被害が局所的に発生することもあります。これらに対しては、下水道だけで浸水対策を行うのではなく、河川部門等との連携強化が必要です。

近年、大型台風による大雨や短時間集中豪雨による浸水被害の発生頻度も高まっていることから、令和2年度には内水ハザードマップ（河川事業では、平成30年度に洪水ハザードマップ）の作成・市民への配布により、浸水が想定される場所を見える化することで、防災意識を高め被害の軽減に繋げるソフト事業も実施しました。

#### ② 耐水化

前述したとおり、大型台風等による水害が頻発しており、全国各地で甚大な被害をもたらしています。近年では、令和元年東日本台風がもたらした大雨が河川の氾濫を発生させたことで、下水道施設が浸水し、日常生活で多大な影響を受けたところもありました。国は、河川氾濫等の災害時においても一定の下水道機能を確保し、社会的影響を最小限にするため、ハード（施設の耐水化）・ソフト（業務継続計画の見直し強化）事業により対策するよう求めています。

本経営戦略では、とりわけハード面について、雨水排水ポンプ場が浸水により機能停止となった場合に内水を河川へ排水できず、浸水被害を拡大させることから、市民生活への影響が大きい雨水排水ポンプ場等における、電気設備の上階への移設や建物を耐水化する等の耐水化事業の実施を見込む必要があります。

#### (4) 地震対策に関する現状と課題

下水道施設の耐震基準は、建築施設が昭和 56 年、土木施設が平成 9 年に見直しがあり、その後、平成 17 年の下水道法施行令改正と平成 26 年の国の耐震対策指針の改定により現在の基準となっています。

本市の下水道整備は昭和 38 年から進められてきたため、現在の耐震基準を満たさない施設が多くあります。このため、平成 18 年度より『福島市公共下水道管路施設等耐震化対策基本構想』を策定し、施設の耐震化対策について検討を進めてきました。その後の平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、本市においても管渠及びマンホールに大きな被害が生じたことから、国の耐震対策指針の改定を受けて、令和元年度に基本構想の見直しを実施しました。

今後は重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」と、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進していく必要があります。

#### (5) 下水道施設の適正な維持管理と長寿命化に関する現状と課題

昭和 38 年から整備を開始している本市の下水道施設は、標準的な耐用年数を超えるものも増加しています。

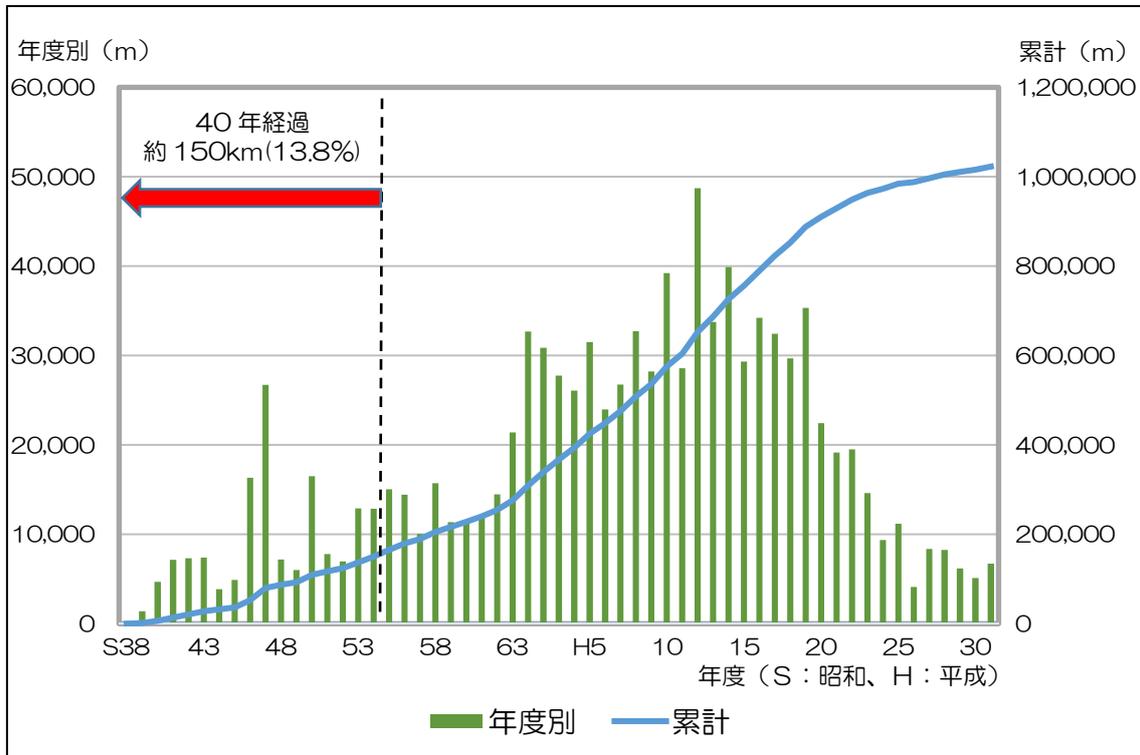
特に下水管渠は地中に埋まっており、その老朽度は目に見えません。全国の実績では管渠の破損等による道路陥没事故は、40 年以上経過した管渠から増える傾向にあります。本市では堀河処理区の管渠を中心とした約 150km が 40 年以上経過しており、今後、管渠に加えてポンプ場施設等についても老朽化施設の大幅な増加が見込まれます。

これまで、管渠については、平成 29 年度に福島市下水道ストックマネジメント計画に基づく点検・調査計画を策定し、ポンプ場施設については、令和元年度に同計画を策定しました。今後これらの結果をもとに処理場施設と併せて、施設の重要度や改修の緊急性といったリスク評価を踏まえた優先順位付けや費用の平準化等を考慮した合理的な修繕・改築計画の策定を行う必要があります。

【標準的な耐用年数と本市施設の経過年数】

		標準的な耐用年数	福島市の下水道施設		
			堀河処理区 (供用開始 S46)	県北処理区 (供用開始 H8)	土湯処理区 (供用開始 H7)
処理場 ポンプ場	機械・電気設備	10～15 年程度	供用開始後 50 年	供用開始後 25 年	供用開始後 26 年
	土木・建築施設	50 年	供用開始後 50 年	供用開始後 25 年	供用開始後 26 年
管渠		50 年	布設後最長 58 年	供用開始後 25 年	供用開始後 26 年

## 【年度別管路延長】



## 5 経営状況

### (1) 経営指標を使った現状分析

#### ① 公共下水道事業

公共下水道事業は、集中的に下水道管渠の整備を実施した時期の企業債元利償還はピークを越え、企業債残高は約 455 億円と減少し続けていますが、使用料収入に対する企業債残高の割合を示す企業債残高対事業規模比率は全国平均等に比べ、いまだ大きく上回っています。経費回収率は全国平均等と同程度であり、汚水処理原価はやや高いものの汚水処理費用のほとんどを使用料収入で賄っている状況になっています。

一方、現金預金等の手持ち資金で支払える短期的債務の程度を表す流動比率は、全国平均等を大きく下回っている状況となっています。また、施設の利用開始から約 50 年が経過し、修繕や改築更新箇所が増加が見込まれることから、短期的な債務に対する支払能力（経営の健全性）の向上と事業運転資金（補てん財源）を安定的に確保できる経営基盤の構築が当事業の課題となっています。

#### ② 特定環境保全公共下水道事業

特定環境保全公共下水道事業は、磐梯朝日国立公園における自然環境の保全と生活環

境の改善を目的としており、その処理区域は、人口の少ない山あいの温泉地に位置します。東日本大震災・原発事故以後、観光客数は未だ6割程度（本市行政・観光統計資料より算出）の水準となっており、処理水量が少なく使用料収入の回復には至らない状況です。また、処理施設等の運転に係る経費や施設の老朽化による修繕費用などにより、全国平均等と比べて汚水処理原価が高く、経費回収率は低い状況となっています。

### ③ 農業集落排水事業

農業集落排水事業は、農業振興地域の生活排水の処理を担うもので、施設整備は完了しています。全国平均等と比べて水洗化率は平均的な水準ですが、処理区域内人口の少ない地域であるため、使用料収入の増加は見込めない状況となっています。また、全国平均等と比べて汚水処理原価は低く経費回収率は高いため、全国平均等と比べれば比較的良好な状況と言えますが、それでもなお使用料収入だけでは汚水の処理に必要な経費を賄っていない状況となっています。

上記の3事業には、平成28年4月1日に地方公営企業法の一部（財務規定等）を適用し、財務諸表の導入や有識者等により構成される下水道等事業運営審議会による審議を通して、事業の透明性向上及び経営の健全化を図りました。さらに、各事業計画や経営戦略をもとに効率的で安定的な事業経営に向けた取り組みを進めてきました。人口減少に伴い使用料収入の増加を見込むことは困難な状況にありますが、これまでの実績を踏まえて、更なる経営状況の改善に向けた取り組みが必要です。

【経営指標】 ※類似団体平均及び全国平均はH30の数値

#### ① 公共下水道事業

視点	項目	福島市 R 元	類似団体平均	全国平均
経営の健全性	経常収支比率	112.21%	110.01%	108.69%
	企業債残高 対事業規模比率	1177.70%	875.53%	682.78%
	流動比率	25.57%	62.12%	69.49%
経営の効率性	経費回収率	99.47%	99.83%	100.91%
	汚水処理原価	178.01 円/m <sup>3</sup>	158.94 円/m <sup>3</sup>	136.86 円/m <sup>3</sup>
	水洗化率	92.41%	93.96%	95.20%

## ② 特定環境保全公共下水道事業

視点	項目	福島市 R 元	類似団体平均	全国平均
経営の健全性	経常収支比率	101.54%	101.72%	101.92%
	企業債残高 対事業規模比率	3200.87%	1194.15%	1209.40%
	流動比率	48.74%	49.18%	54.23%
経営の効率性	経費回収率	40.58%	72.26%	74.48%
	汚水処理原価	470.93 円/m <sup>3</sup>	230.02 円/m <sup>3</sup>	219.46 円/m <sup>3</sup>
	水洗化率	73.00%	83.32%	83.36%

## ③ 農業集落排水事業

視点	項目	福島市 R 元	類似団体平均	全国平均
経営の健全性	経常収支比率	100.47%	101.77%	101.60%
	企業債残高 対事業規模比率	3358.10%	789.46%	747.76%
	流動比率	59.41%	29.54%	34.27%
経営の効率性	経費回収率	76.79%	57.77%	59.51%
	汚水処理原価	169.39 円/m <sup>3</sup>	274.35 円/m <sup>3</sup>	261.46 円/m <sup>3</sup>
	水洗化率	87.78%	84.86%	85.82%

## (2) 使用料収入の状況

公共下水道事業における使用料収入は、新規整備による普及拡大や核家族化などの社会構造の変化により加入口数は増加しているものの、人口減少や節水機器の普及等の影響から減少傾向であり、また、農業集落排水事業についても同様に減少傾向で推移しています。特定環境保全公共下水道事業における使用料収入は、土湯温泉町の施設の増減などの影響により使用料収入も増減しています。

### 【使用料収入の推移】

(税抜) 単位：千円

事業	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
公共下水道事業	3,245,450	3,225,322	3,203,773	3,188,428
特定環境保全 公共下水道事業	13,596	11,011	12,933	13,293
農業集落排水事業	24,442	24,465	23,971	23,780

### (3) 企業債の状況

前述のとおり、公共下水道事業については、類似団体平均・全国平均に比べ企業債残高対事業規模比率が非常に高い状況ですが、平成初期から20年ほど続いた汚水管渠整備のピーク時に借入れた企業債の償還が進み、企業債残高は減少しています。また、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業においては施設整備がほぼ完了していることなどから、企業債残高は減少しています。

#### 【企業債残高の推移】

単位：千円

事業	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
公共下水道事業	53,490,731	50,775,599	47,806,763	45,520,466
特定環境保全 公共下水道事業	595,770	526,623	455,241	437,305
農業集落排水事業	1,815,659	1,698,231	1,578,388	1,462,667

### (4) 一般会計繰入金の状況

#### ① 基準内繰入金

基準内繰入金は、自然現象である雨水の排除など本来一般会計（税金・公費）が負担すべき経費について、総務省より通達されている「地方公営企業繰出金について」の繰出基準に基づき算定され繰り入れられた金額をいいます。

#### ② 基準外繰入金

基準外繰入金は、基準内繰入金以外で、事業を行った年度の使用料収入や基準内繰入金で汚水の処理にかかった費用や企業債償還金を賄えない場合の収入不足分に対する一般会計からの繰入金をいいます。

令和元年度までの一般会計繰入金は、前述のとおり各事業とも企業債の元利償還金が減少していることに伴い、基準外繰入金は減少しており、基準内・基準外繰入金を合わせた繰入金は概ね減少傾向で推移しています。

なお、平成28年度に比べて平成29年度以降の基準内繰入金が増加（基準外繰入金が増加）しておりますが、これは基準内繰入金の算出方法に関する総務省の基準が全国統一的に見直されたことによります。

## 【一般会計繰入金の推移】

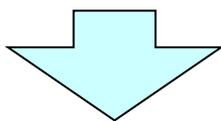
単位：千円

事業	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
公共下水道事業	3,416,676	3,690,432	3,387,437	3,159,907
基準内	2,000,165	2,836,298	2,711,160	2,730,408
基準外	1,416,511	854,134	676,277	429,499
特定環境保全 公共下水道事業	106,622	122,674	116,686	69,711
基準内	35,528	55,416	50,954	50,847
基準外	71,094	67,258	65,732	18,864
農業集落排水事業	159,811	159,421	160,239	160,968
基準内	108,950	149,721	148,340	144,369
基準外	50,861	9,700	11,899	16,599

## 第3章 経営の基本方針

福島市の総合計画において下水道事業の個別計画に位置付けられた下水道ビジョンは、良好な自然環境や生活環境を保全し、豊かな住みよい環境を次世代に引き継ぐことを目的としています。この中で、基本理念「環境にやさしい美しいまちを目指して」を実現するため、基本項目である「柱1 美しいまち」「柱2 安全で安心なまち」「柱3 住み続けるまち」の3つの柱をもとに、それぞれの柱に具体的な施策として基本方針を定め、下水道事業を推進しています。

### 福島市下水道ビジョンの基本理念 「環境にやさしい美しいまちを目指して」



#### 柱1 美しいまち（環境負荷低減のまちづくり）

「美しいまち」は、環境負荷低減のまちづくりを推進するものです。  
汚水処理の普及拡大や合流式下水道の改善事業による公共用水域の水質保全、下水道資源の有効利用による環境への負担軽減を目指します。



#### 柱2 安全で安心なまち（防災・減災のまちづくり）

「安全で安心なまち」は、防災・減災のまちづくりを推進するものです。  
頻発する大雨等に対応する雨水管理システムの構築、地震に強い下水道システムの構築により災害に強い安全なまちを目指します。



#### 柱3 住み続けるまち（持続可能なまちづくり）

「住み続けるまち」は、持続可能なまちづくりを推進するものです。  
下水道施設の適正な維持管理と長寿命化、効率的な経営手法の導入による経営基盤の強化、また、普及推進活動の推進等による市民の下水道に対する理解により持続的な下水道事業を推進し、将来に向け住み続けることができるまちを目指します。



## 第4章 投資・財政計画（収支計画）

### 1 投資・財政計画（収支計画）

36 から 47 ページに示しているとおりです。

### 2 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

#### （1）収支計画のうち投資についての説明

##### ① 汚水管渠整備

本市の汚水管渠整備については、平成8年度の約79億円をピークに、年間の汚水管渠整備費は減少傾向にあり、令和元年度は約14億円となっています。

下水道ビジョンで定める汚水処理の普及実現のため、整備計画に基づき事業費を算出しています。

##### ② 雨水管渠整備

近年、浸水被害が発生した箇所や、内水ハザードマップによる内水による浸水が起こりやすい地区について、既存排水路の改修や雨水管渠等の整備を見込んでいます。

##### ③ 耐水化

防水壁の設置や電気設備の上階への移設等により、河川氾濫等の災害時においても一定の下水道機能を確保して、市民生活への影響を最小限に抑えるため、雨水排水ポンプ場の耐水化を見込んでいます。

##### ④ 改築

###### ア 管渠系

管渠系の改築は、法定耐用年数に達している、または、老朽化が進んでいる管渠やマンホールポンプの改築・更新が主な事業となります。事業費は、ストックマネジメントによる点検・調査結果や今後の修繕見通しにより必要な改築費を算定し、投資額の平準化により算出しています。

###### イ 施設系

施設系の改築は、処理場や汚水・雨水ポンプ場において法定耐用年数に達している機械設備について更新を行うもので、資産調査結果等や今後の修繕見通し及び現場の点検調査結果などから必要な改築費を算定し、投資額の平準化により算出しています。

## ⑤ 耐震化

### ア 管渠系

管渠については、重要な幹線管渠の耐震化を見込んでおり、老朽化対策やストックマネジメントによる改築・更新と併せて実施することで効率化を図り、投資額を平準化して算定しています。

### イ 施設系

堀河町終末処理場は、防災拠点建築物となっている管理棟について耐震化を見込んでいます。また、耐震性の確保が必要な雨水・汚水ポンプ場や土湯温泉町浄化センターについても耐震化を見込んでいます。

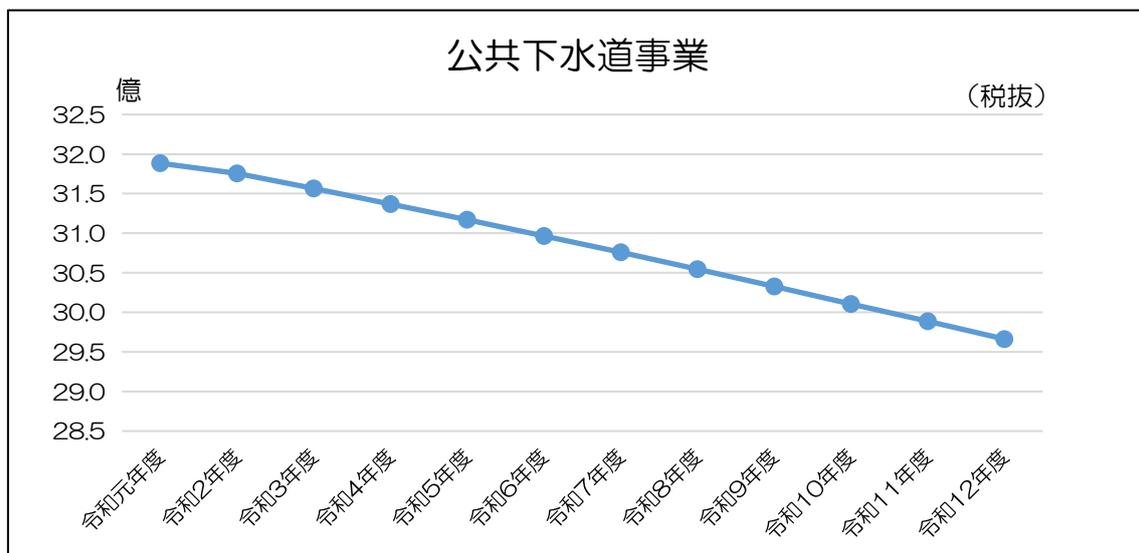
## (2) 収支計画のうち財源についての説明

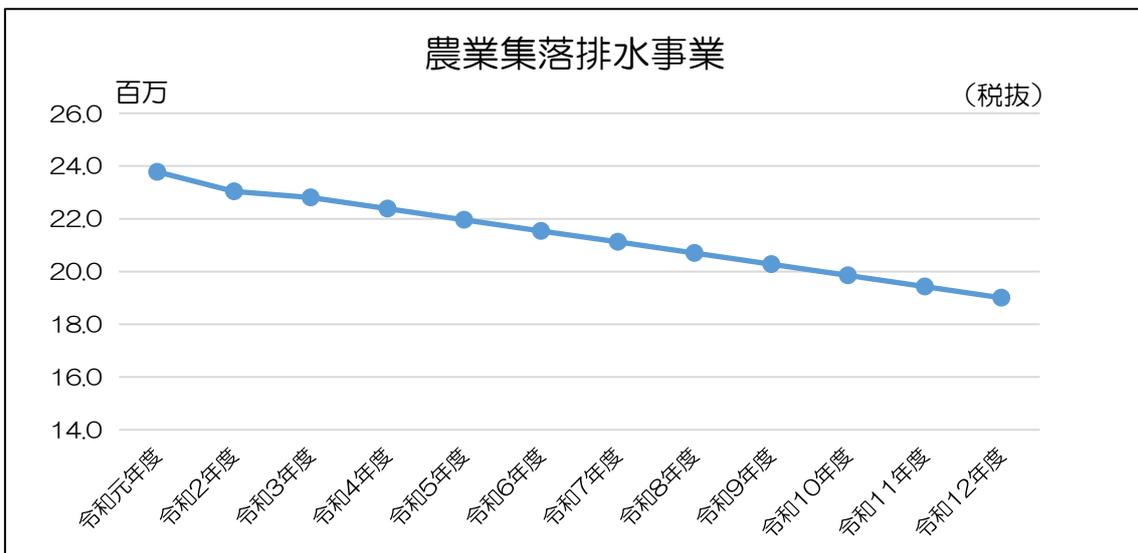
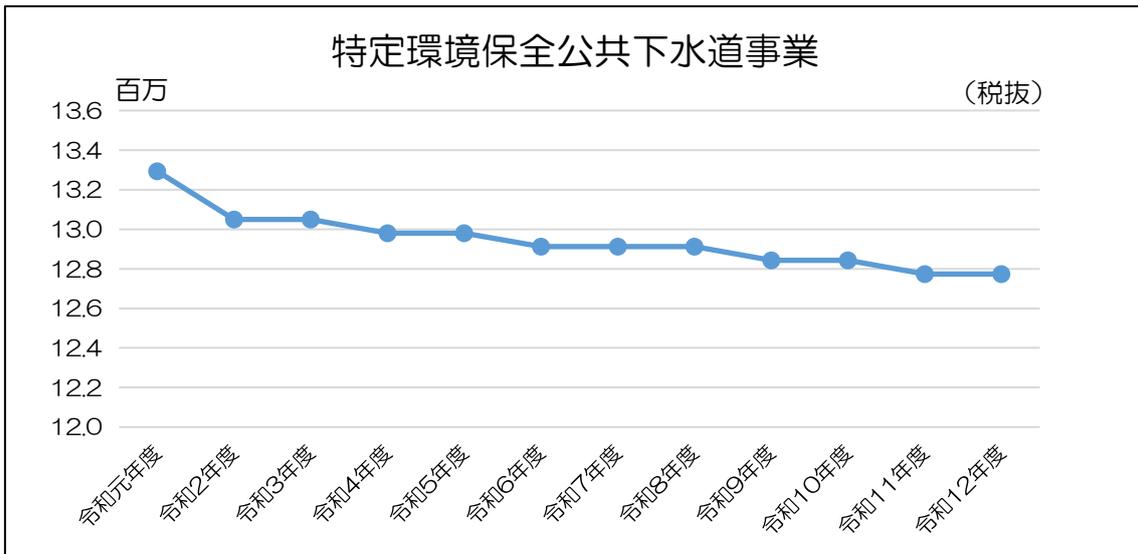
### ① 使用料収入

使用料収入は「水洗化人口×1人当たり使用水量×使用料単価」により算定しており、計画期間においては現状の使用料水準で見込んでいます。

なお、前経営戦略のうち公共下水道事業の使用料収入は、下水道接続に伴う水洗化人口の増加とともに使用料は毎年増加すると見込んでいました。これに対して、この間の決算の状況から水洗化人口は増加したものの、後述する1人当たり使用水量の減少に伴い使用料の減少が明らかになったため、本経営戦略で考え方の見直しを図りました。

### 【使用料収入の見込】





#### ア 水洗化人口・水洗化率の見込

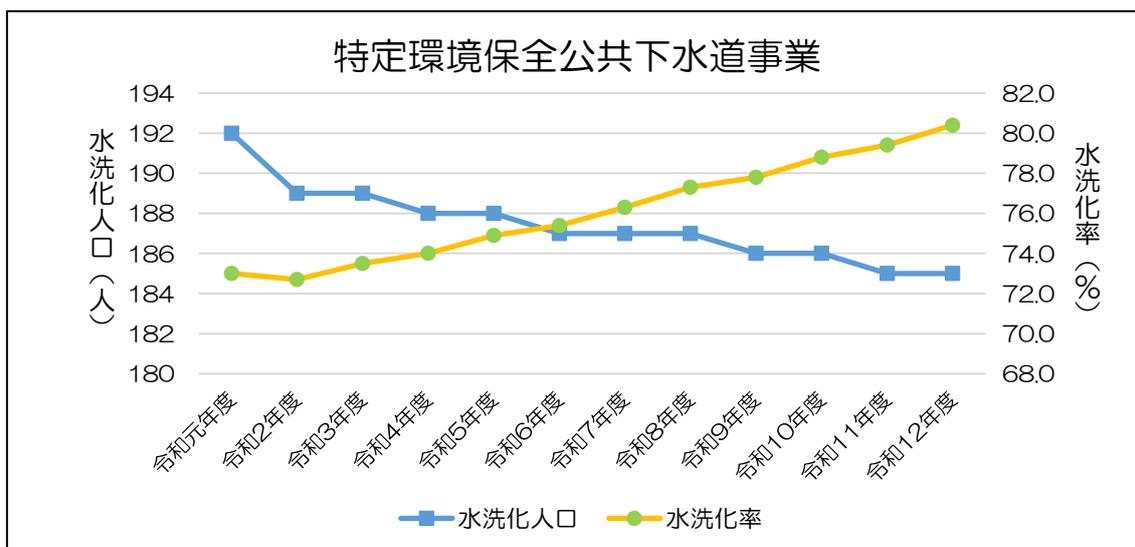
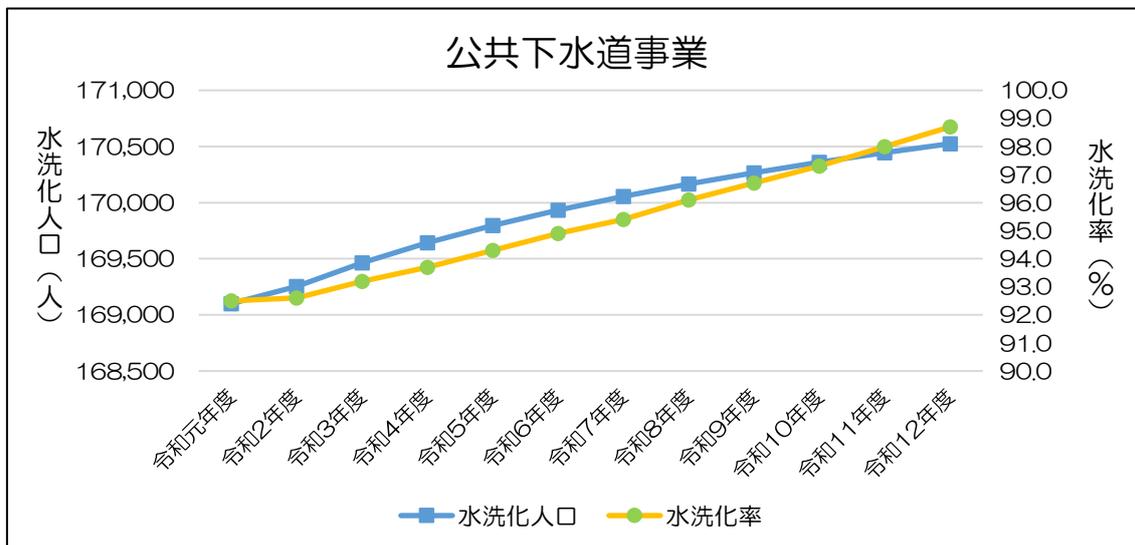
公共下水道事業の水洗化人口は本市の行政区域ごと、また特定環境保全公共下水道及び農業集落排水事業は事業実施区域の水洗化人口の過去実績をもとにした将来推計値を見込んでおります。

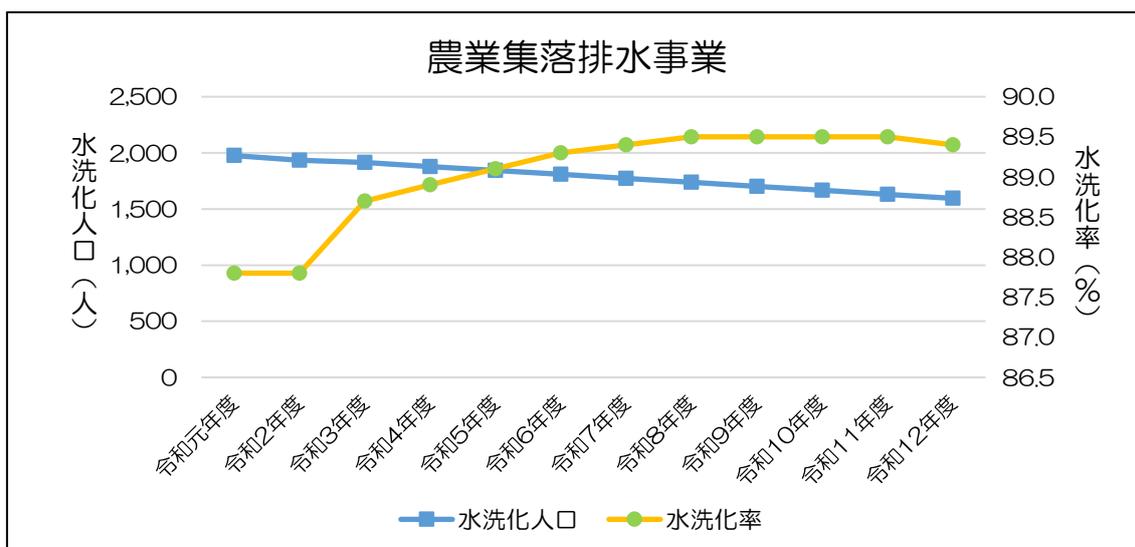
この結果、公共下水道事業は新規に管渠整備を行っており、水洗化人口は増加する見込みです。これに対して、施設整備がほぼ完了している特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業の水洗化人口は、減少する見込みとなっています。

なお、水洗化率を算出するに当たり、本市の推計人口は減少する見通しであることから、各事業の処理区域内人口も減少すると試算しました。これをもとにした水洗化率(水洗化人口÷処理区域内人口)は、水洗化人口よりも処理区域内人口の減少の割合が上

回ったことからすべての事業で増加する見込みとなっています。

### 【水洗化人口・水洗化率の見込】





#### イ 1人当たり使用水量の見込

令和元年度までの公共下水道事業の1人当たり使用水量（有収水量÷水洗化人口）の実績は年々減少傾向にあります。この1人当たり使用水量には人口減少や経済活動を含めた使用実態が反映されたものであることから、推計人口の傾向を踏まえて減少傾向で将来推計しています。

処理区域が小規模である特定環境保全公共下水道事業は、温泉事業者等のサービス業が使用水量の多くを占めている地域です。また、農業集落排水事業は、企業活動の影響を受けにくい農業振興地域であることから、公共下水道事業のように1人当たり使用水量を減少傾向とはせず、令和元年度の実績と同値で使用料を算出しています。

### 【公共下水道事業の1人当たり使用水量の推移】

事業	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
公共下水道事業	109.0m <sup>3</sup> /人	108.2m <sup>3</sup> /人	107.6m <sup>3</sup> /人	106.5m <sup>3</sup> /人

#### ウ 使用料単価の見込

使用料単価は、一般家庭や事業所等の使用水量に応じた従量使用料等の状況を有収水量1m<sup>3</sup>当たりの使用料に表したものであるため、直近の使用実態を捉えた令和元年度の実績と同値としています。

## ② 企業債

### ア 建設改良費の財源に充てるための企業債

補助・起債・市費事業の事業内容に応じた建設改進黨業の財源をそれぞれ国庫補助金50%、県補助金1%、受益者負担金5%で算定し、不足する財源を企業債の借入額として見込んでいます。なお、企業債の借入に該当しないものは、手持ち資金または一般会計からの繰入金を財源に見込んでいます。

#### イ 資本費平準化債

第2章－5 経営状況で述べたとおり、公共下水道事業では短期的な債務に対する支払能力の向上と事業運転資金（補てん財源）の安定的確保が経営上の課題となっています。この課題を解消するため、新たに令和3年度から令和8年度の間には総額35億円の資本費平準化債の借入を見込みました。これにより、流動比率は令和12年度までに類似団体平均と同程度となる61%まで上昇する見込みです。また、事業運転資金（補てん財源）も令和12年度までに17.8億円まで増加する見込みです。なお、短期間かつ必要額のみ資本費平準化債の借入に留めていることから、これに伴う企業債償還の負担増加を含めても健全な状態で経営が可能であると見込んでいます。

#### 【公共下水道事業の流動比率】

福島市 R 元	福島市 R12	類似団体平均	全国平均
25.57%	61.19%	62.12%	69.49%

※類似団体平均及び全国平均はH30の数値

#### 【公共下水道事業の事業運転資金（補てん財源）】

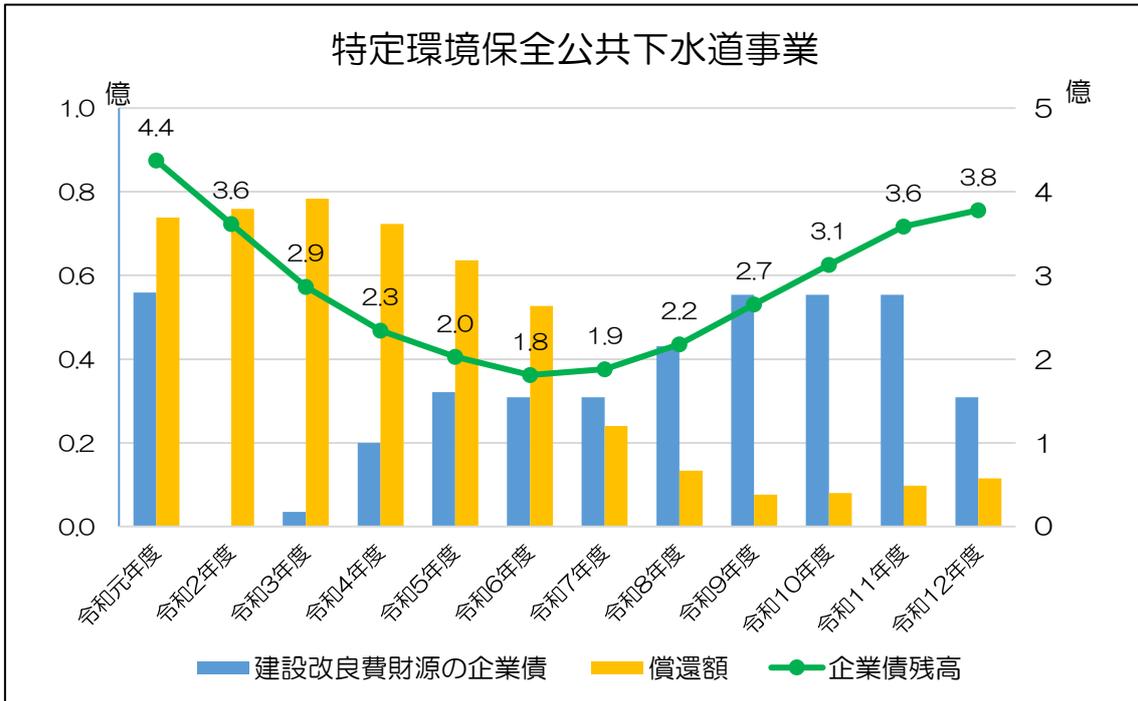
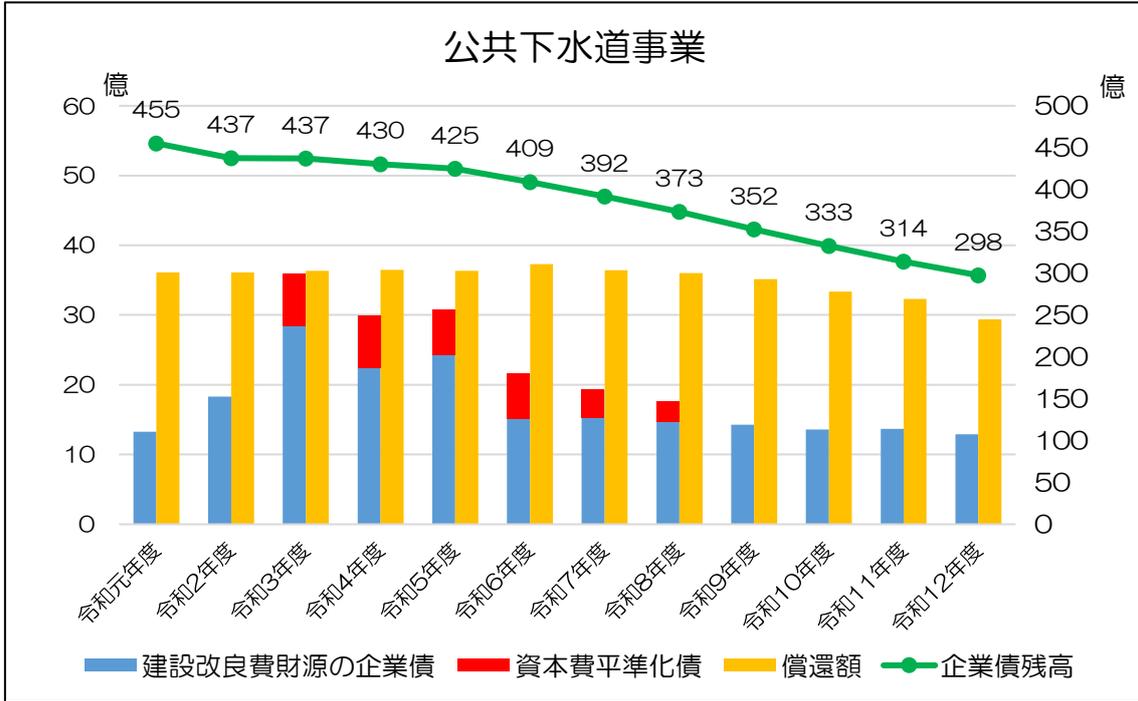
単位：億円

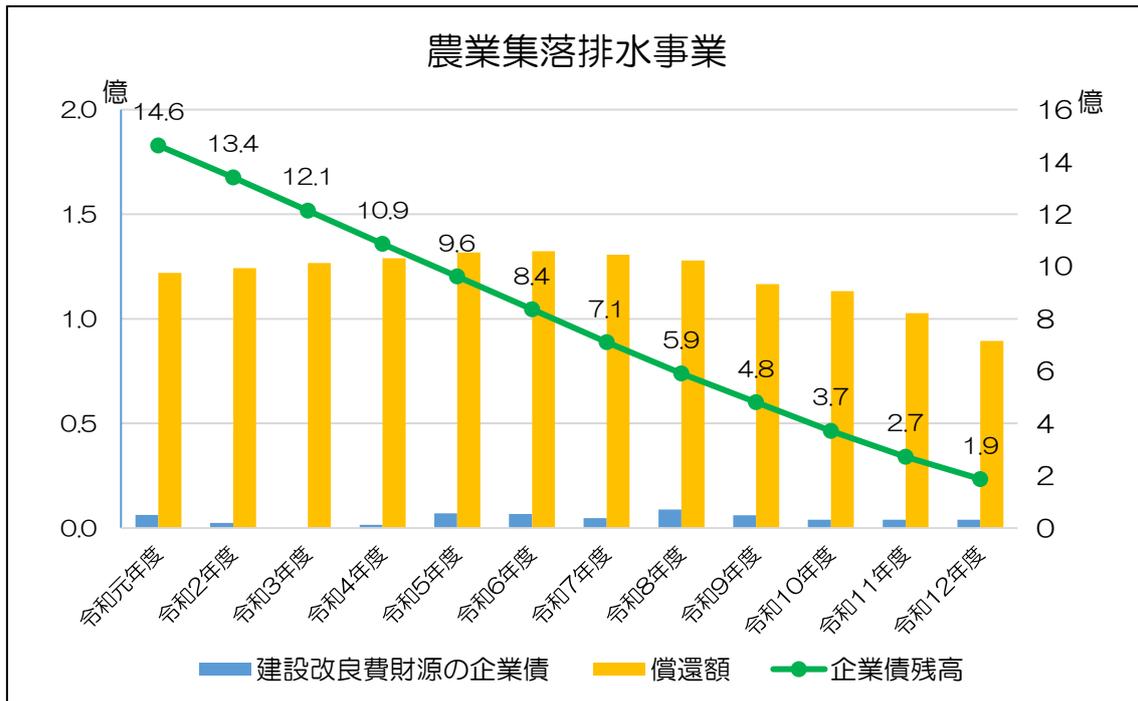
令和元年度（決算）	令和3年度	令和8年度	令和12年度
7.4	10.5	17.3	17.8

これまでの下水道施設の整備により、令和元年度末の企業債残高は、公共下水道事業で約455億円となっています。計画期間の企業債の借入額・償還額を見通した結果、令和12年度末では資本費平準化債の借入額を含めて約298億円まで減少し、これに伴い支払利息も減少傾向となる見込みです。

なお、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水事業は、自然環境の保全や農業振興地域の水質保全といった公益的側面が強いため、一般会計から資金不足分の繰入金を受けて運営している状況です。資本費平準化債を借入れたとしても事業の規模が小さく償還の資力が無いため、公共下水道事業と同様の効果は得られないことから導入をしないこととしています。

【企業債借入額・償還額・企業債残高の見込】





### ③ 一般会計繰入金

#### ア 基準内繰入金

基準内繰入金は、総務省より通達されている「地方公営企業繰出金について」の繰出基準に基づき算定した金額を見込んでいます。

#### イ 基準外繰入金

各事業年度の収入不足分について、基準外繰入金として見込んでいます。

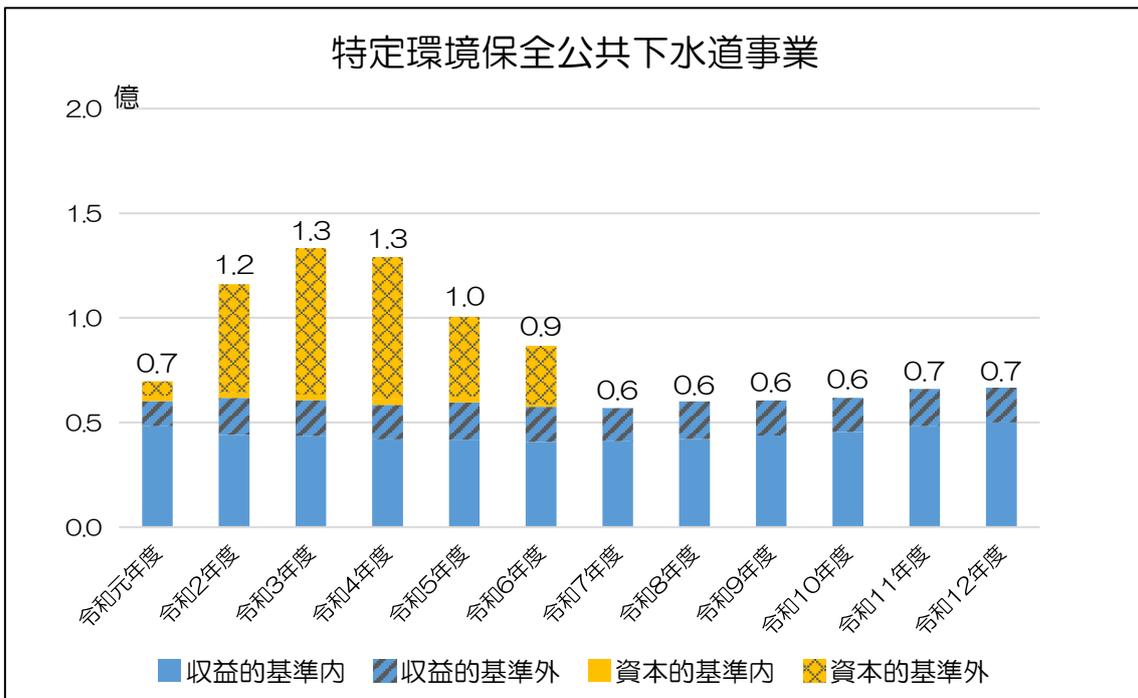
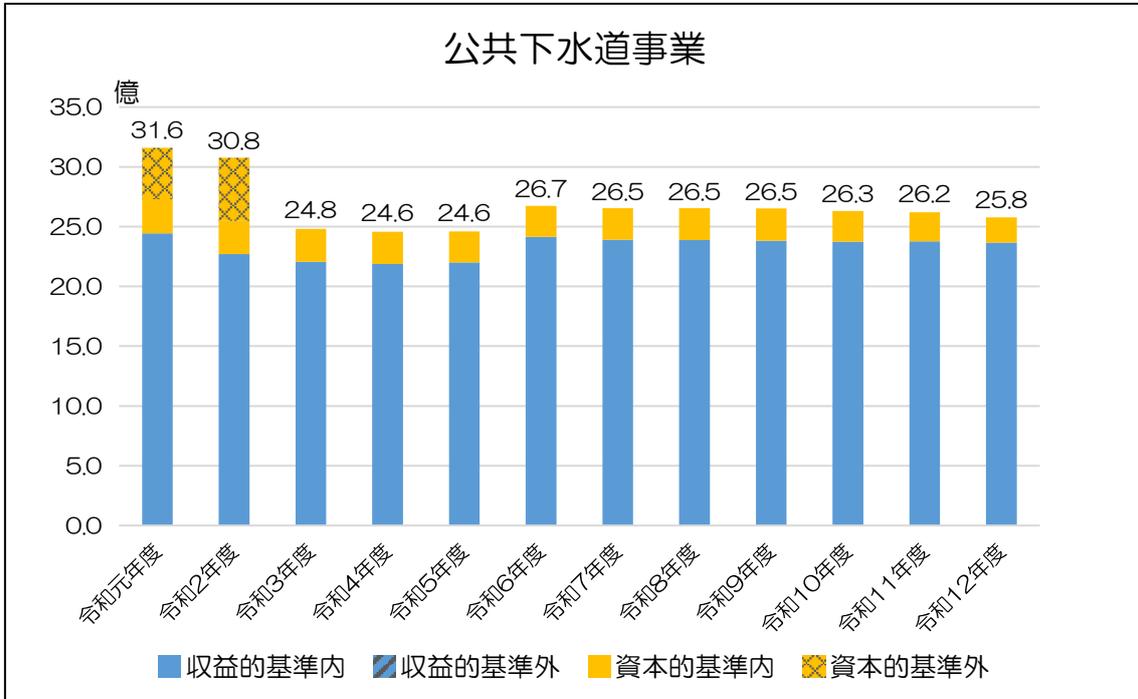
このため、投資・財政計画の基準外繰入金を算定するうえで当期純利益や資金余剰が発生する場合は、基準外繰入金は見込んでいません。

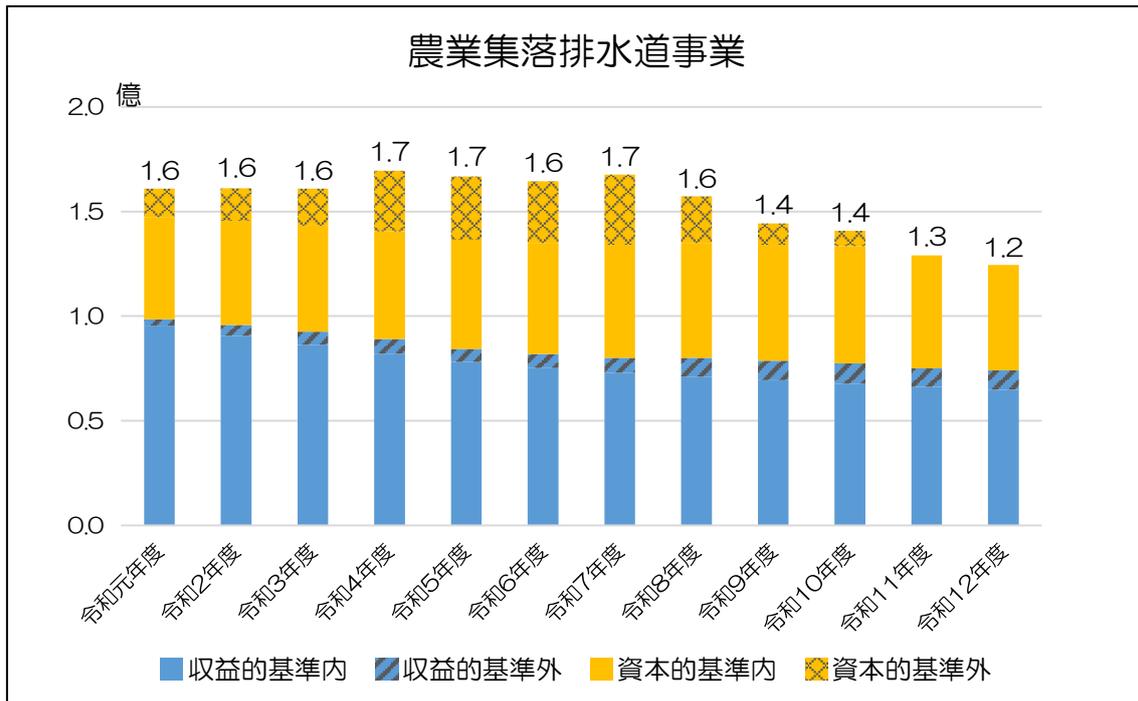
公共下水道事業において、資本費平準化債の借入れを含めずに一般会計繰入金を試算した場合、計画期間中の総額は274.6億円（うち基準外繰入金は18.1億円。）でしたが、今般の令和3年度から8年度にかけて資本費平準化債を借入れする計画としたことで、一般会計繰入金の総額は258.6億円となり、前述した経営上の課題が改善されるとともに収入不足分として計上されていた基準外繰入金が消滅され自立した経営が可能となる見込みです。

特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業においては、企業債元利償還金が減少傾向にあり、建設改良の収支不足分としての基準外繰入金は計画期間中に無くなりますが、経営活動の中で純利益を計上することが困難な収支状況であり、その不足分を補う基準外繰入金は繰入れを継続して受けながら運営する必要があります。

## 【一般会計繰入金の見込】

下のグラフのうち、費用の性質が事業の経営活動に当たる繰入金を「収益的基準内・外」、また建設改良に当たるものを「資本的基準内・外」として表しています。





#### ④ その他の事項

計画期間における国庫補助金等の投資の財源は、現行制度が継続するものとして算定しています。

### (3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、主に令和2年度決算見込値をベースとして本計画で推計した変動要素を考慮するなどにより、令和3年度から本計画の最終年度である令和12年度までの試算を行いました。

各項目の算出方法については、以下のとおりです。

#### ① 職員給与費に関する事項

現在の職員数を維持するものと想定し、令和2年度決算見込を最大値として一定で見込んでいます。

#### ② 動力費及び薬品費に関する事項

令和2年度決算見込を最大値として一定で見込んでいます。

#### ③ 修繕費及び委託料に関する事項

管渠に関する修繕費は、管渠延長見合いで算出しています。また、管渠に関する委託料は管渠延長見合い、使用料徴収に関する委託料は処理水量見合いで算出しています。

その他の修繕費及び委託料は令和 2 年度決算見込みを最大値として一定で見込んでいます。

④ 減価償却費に関する事項

令和 2 年度取得分(決算見込)及びこれ以降の新規取得分を踏まえて算出しています。

⑤ 未収金、未払金及び貸倒引当金に関する事項

令和元年度決算の実績率を基準として算出しています。

### 3 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

---

#### (1) 今後の投資についての考え方・検討状況

① 広域化・共同化・最適化に関する事項

本市では、福島県が実施している流域下水道事業に県北 2 市 2 町の一員として参画し下水道整備を進めています。本市の中心部にある堀河処理区は、当初は本市の単独事業で整備を進めていましたが、流域下水道事業への参画とともに、その整備進捗に合わせ、阿武隈川上流流域下水道県北処理区は順次、流域下水道に接続し広域化への取り組みを進めてきました。

今後は、人口減少が進む中で持続可能な污水处理の仕組みづくりを進めるため、農業集落排水地域等の公共下水道への統合に向けた検討や下水道整備を予定している区域を合併処理浄化槽区域に見直すことなどにより、広域化・共同化を図ること及び污水处理施設整備手法の最適化により効率的な污水处理に努めていきます。

② 投資の平準化等に関する事項

現在、昭和 38 年より整備されてきた堀河処理区の管路について、段階的に管路の点検調査や改築事業を進めていますが、下水道施設全体としては、処理場・ポンプ場の機械・電気設備等についても改築更新等の老朽化対策を進めることが喫緊の課題となっています。

そのため、令和 2 年度までにストックマネジメントに必要な下水道施設の点検・調査・計画策定を進めてきました。今後は投資の平準化をしつつ改築更新サイクルを延長することで総合的な下水道施設の老朽化対策を計画的かつ効率的に進めていきます。また、順次情報を整理しながら耐震化や耐水化の計画と併せて最適な改築方法を図ります。

### ③ アセットマネジメント手法を取り入れた下水道経営

人材（ヒト）や資金（カネ）に制約がある中で「資産（モノ）・情報」を計画的かつ効率的に管理するストックマネジメント手法に、「ヒト・カネ」も含めて「効果・コスト・リスク」のバランスをとりながら一体的に管理するアセットマネジメント手法により、より効率的な下水道経営に向けて関係各部署との検討を進めます。

## （２） 今後の財源についての考え方・検討状況

### ① 使用料の見直しに関する事項

本市では概ね3年ごとに使用料改定の検討を行っています。

令和2年度に設置した下水道等事業運営審議会に使用料のあり方について諮問し、現在審議中であります。経営戦略による中長期的な経営状況の見通し等による審議会答申の内容を踏まえ、公正性に留意して適宜見直しを検討していきます。

### ② 資産活用による収入増加の取組について

再生可能エネルギー活用の取り組みとして、令和2年度までに下水熱の利用に向けてポテンシャルマップを作成し歩道の融雪利用の可能性を検討してきました。引き続き、費用対効果を含め下水熱の利用などによる新たな収入の確保について検討を進めます。

## （３） 投資以外の経費についての考え方・検討状況

### ① 民間活力の活用に関する事項

これまでの取り組みとして、下水道施設の維持管理に関する包括的民間委託やPFI事業など、民間事業者のノウハウ・創意工夫を活用した手法の導入効果を検証してきました。効率的な経営は経営基盤の強化に繋がることから、引き続き詳細な検討を進めます。

### ② 職員給与費に関する事項

投資・財政計画（収支計画）では、現在の職員数が継続するものとしていますが、今後、老朽化した下水道施設が増え続ける見通しの中で、事業内容は建設投資中心から維持管理や改築・更新へのシフトが求められています。時代の変化に即した組織の見直しを図るとともに事業継続に必要な人員について適正な人員配置となるよう、適時見直し・検討を行います。

### ③ 動力費に関する事項

現状、下水道事業では、水処理に多くの電力を使用していますが、今後の施策として処理場やポンプ場の機器の改築計画検討時には、高効率型・省エネルギー型機器の導入についても検討し消費電力の削減に努めます。

#### ④ 修繕費に関する事項

下水道施設の適正な維持管理とストックマネジメント計画による長寿命化と併せて将来に向けた下水道施設の適正な維持管理に努め、施設の延命化と修繕費の平準化に取り組めます。

## 4 計画期間における経営の見通しについて

---

公共下水道事業においては、人口減少の影響により使用料収入は緩やかに減少しますが、主に企業債残高の減少に伴い支払利息が減少するため、一定程度の純利益を継続して計上できる見通しです。また、新たに資本費平準化債を借入れすることで、それによる元利償還の負担は一時的に増えるものの当事業の課題である短期的な債務に対する支払能力（流動比率）は大幅に改善することが見込まれます。併せて、この計画期間中に見込まれる投資の財源となる純利益や減価償却費などの事業運転資金（補てん財源）についても安定して確保できると見込まれます。さらには、計画期間中に一般会計から資金不足分の繰入金を受けずに自立した経営が可能となり、安定した事業経営ができると見込まれます。

特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業においては、いずれも処理区域内人口が少なく、処理区域内人口密度も低いいため、公共下水道事業の使用料水準と大きな差が無い現状の使用料では、維持管理費用等を賄えず採算性が低い事業となっています。それぞれ自然環境の保全、農業振興地域の水質保全といった公益的側面が強い事業であることから、引き続き資金不足分を一般会計から繰入金を受けて運営を継続していく必要があります。一方、投資の財源においては、建設時の元金償還が進んだ結果、計画期間中に資金不足分の繰入金を受けずに事業経営が可能となる見通しです。

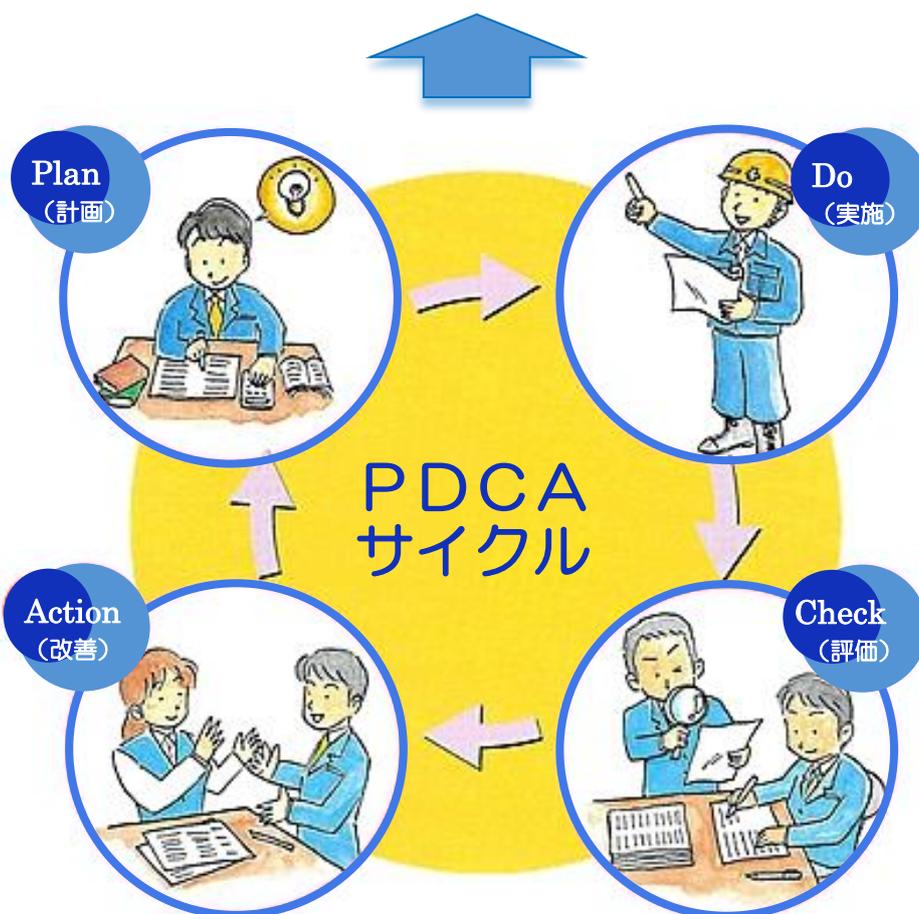
なお、本経営戦略は、主に令和2年度中の決算見込をベースに試算しており、新型コロナウイルス感染症が事業経営に与える影響を十分見通して投資・財政計画（収支計画）を策定することは困難な状況でありますので、今後の社会動向の変化や実績との乖離が著しい場合には、経営のあり方や事業手法の見直しを行います。

## 第5章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

本経営戦略の進捗管理のため、概ね3年ごとの下水道使用料体系・水準の検討時期に合わせ事後検証を行います。

また、PDCAサイクル（①計画の構築（Plan）、②事業の実施（Do）、③目標達成状況の確認・検証（Check）、④見直しの改善（Action））を行い、必要に応じて経営戦略の改定や見直しを図ります。

～環境にやさしい美しいまちを目指して～





## 投資・財政計画（収支計画）

区 分		年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
				( 決 算 )	( 決算見込 )	( 計 画 )	( 計 画 )
収益的 収 入	収 益	1. 営 業 収 益 (A)		3,691,672	3,664,412	3,661,052	3,638,926
		(1) 料 金 収 入		3,188,428	3,175,512	3,156,439	3,136,943
		(2) 雨 水 処 理 負 担 金		502,310	487,959	503,549	501,068
		(3) 受 託 工 事 収 益 (B)					
		(4) そ の 他		934	941	1,064	915
	2. 営 業 外 収 益		3,716,722	3,439,045	3,303,489	3,275,507	
	収 入	(1) 補 助 金		81,921	29,736		
		他 会 計 補 助 金					
		そ の 他 補 助 金		81,921	29,736		
		(2) 他 会 計 負 担 金		1,941,349	1,780,979	1,702,559	1,687,417
		(3) 長 期 前 受 金 戻 入		1,651,910	1,627,897	1,600,519	1,587,679
		(4) そ の 他		41,542	433	411	411
		収 入 計 (C)		7,408,394	7,103,457	6,964,541	6,914,433
		収 支	1. 営 業 費 用		5,660,910	5,588,966	5,512,638
	(1) 職 員 給 与 費		基 本 給	111,929	117,100	117,097	116,857
			退 職 給 付 費	57,317	58,821	58,821	58,821
			そ の 他	54,612	58,279	58,276	58,036
			経 費	1,684,842	1,603,555	1,538,422	1,531,721
	(2) 経 費		動 力 費	101,712	104,145	104,145	104,145
修 繕 費			59,888	55,924	56,201	56,220	
そ の 他			1,523,242	1,443,486	1,378,076	1,371,356	
(3) 減 価 償 却 費			3,864,139	3,868,311	3,857,119	3,879,728	
2. 営 業 外 費 用			941,404	925,929	788,842	729,290	
(1) 支 払 利 息		924,880	841,144	756,854	697,557		
(2) そ の 他		16,524	84,785	31,988	31,733		
支 出 計 (D)		6,602,314	6,514,895	6,301,480	6,257,596		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		806,080	588,562	663,061	656,837		
特 別 利 益 (F)		6,616	1	1	1		
特 別 損 失 (G)		107,889	102,631	96,976	96,976		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		-101,273	-102,630	-96,975	-96,975		
当 年 度 純 利 益 ( 又 は 純 損 失 ) (E)+(H)		704,807	485,932	566,086	559,862		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		0	0	0	0		
流 動 資 産 (J)		987,318	974,978	1,278,763	1,573,798		
うち 未 収 金		658,623	617,611	704,570	626,841		
流 動 負 債 (K)		3,861,036	3,877,690	3,878,316	3,865,012		
うち 建 設 改 良 費 分		3,612,868	3,635,325	3,648,170	3,635,752		
うち 一 時 借 入 金							
うち 未 払 金		229,249	223,446	211,226	210,341		
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )		-	-	-	-		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)		0	0	0	0		
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		3,691,672	3,664,412	3,661,052	3,638,926		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ( (L)/(M) × 100 )		-	-	-	-		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)		0	0	0	0		
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)		0	0	0	0		
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		3,691,672	3,664,412	3,661,052	3,638,926		
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ( (N)/(P) × 100 )		-	-	-	-		

( 収支計画 )

( 単位 : 千円、% )

令和5年度 ( 計画 )	令和6年度 ( 計画 )	令和7年度 ( 計画 )	令和8年度 ( 計画 )	令和9年度 ( 計画 )	令和10年度 ( 計画 )	令和11年度 ( 計画 )	令和12年度 ( 計画 )
3,626,758	3,620,434	3,614,287	3,610,123	3,598,583	3,586,279	3,568,876	3,548,433
3,117,009	3,096,636	3,075,956	3,054,450	3,032,712	3,010,770	2,988,608	2,966,262
508,834	522,883	537,416	554,609	564,956	574,594	579,353	581,256
915	915	915	1,064	915	915	915	915
3,291,509	3,515,498	3,487,617	3,479,860	3,473,384	3,462,189	3,460,658	3,440,767
1,692,170	1,891,236	1,852,566	1,833,340	1,817,143	1,801,103	1,796,735	1,785,817
1,598,928	1,623,851	1,634,640	1,646,109	1,655,830	1,660,675	1,663,512	1,654,539
411	411	411	411	411	411	411	411
6,918,267	7,135,932	7,101,904	7,089,983	7,071,967	7,048,468	7,029,534	6,989,200
5,591,209	5,855,930	5,870,028	5,900,044	5,923,023	5,939,457	5,956,799	5,958,288
117,097	117,097	116,857	117,097	117,097	116,857	117,097	117,097
58,821	58,821	58,821	58,821	58,821	58,821	58,821	58,821
58,276	58,276	58,036	58,276	58,276	58,036	58,276	58,276
1,527,140	1,718,643	1,711,876	1,702,880	1,694,521	1,686,393	1,678,353	1,671,135
104,145	74,289	74,289	74,289	74,289	74,289	74,289	74,289
56,501	41,500	41,764	41,760	42,025	42,010	42,266	42,253
1,366,494	1,602,854	1,595,823	1,586,831	1,578,207	1,570,094	1,561,798	1,554,593
3,946,972	4,020,190	4,041,295	4,080,067	4,111,405	4,136,207	4,161,349	4,170,056
676,149	635,963	588,618	547,816	507,658	469,017	433,778	401,027
644,234	600,958	553,963	513,191	473,117	434,569	399,325	366,704
31,915	35,005	34,655	34,625	34,540	34,448	34,453	34,323
6,267,358	6,491,893	6,458,646	6,447,860	6,430,681	6,408,474	6,390,577	6,359,315
650,909	644,039	643,258	642,123	641,286	639,994	638,957	629,885
1	1	1	1	1	1	1	1
96,976	96,976	96,976	96,976	96,976	106,976	96,976	96,976
-96,975	-96,975	-96,975	-96,975	-96,975	-106,975	-96,975	-96,975
553,934	547,064	546,283	545,148	544,311	533,019	541,982	532,910
0	0	0	0	0	0	0	0
1,848,965	2,043,354	2,016,005	1,991,757	1,735,371	1,669,468	1,706,383	2,041,338
639,680	602,270	598,248	594,065	589,838	585,570	581,260	576,914
3,959,966	3,929,054	3,858,526	3,778,170	3,593,660	3,492,835	3,193,063	3,335,948
3,731,260	3,644,652	3,601,772	3,514,782	3,336,702	3,229,927	2,939,177	3,072,400
209,787	265,483	237,833	244,468	238,038	243,988	234,967	244,629
-	-	-	-	-	-	-	-
0	0	0	0	0	0	0	0
3,626,759	3,620,434	3,614,287	3,610,123	3,598,584	3,586,279	3,568,876	3,548,433
-	-	-	-	-	-	-	-
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
3,626,759	3,620,434	3,614,287	3,610,123	3,598,584	3,586,279	3,568,876	3,548,433
-	-	-	-	-	-	-	-

区 分		年 度				
		令和元年度 ( 決 算 )	令和2年度 ( 決 算 見 込 )	令和3年度 ( 計 画 )	令和4年度 ( 計 画 )	
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	1,326,100	1,831,500	3,595,100	2,989,100
		うち 資本費平準化債			750,000	750,000
		2. 他 会 計 出 資 金	716,248	808,100	274,336	269,460
		3. 他 会 計 補 助 金				
		4. 他 会 計 負 担 金				
		5. 他 会 計 借 入 金				
		6. 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	682,063	587,857	687,219	1,340,790
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金				
		8. 工 事 負 担 金	76,835	53,617	46,419	51,800
		9. そ の 他				
	計 (A)	2,801,246	3,281,074	4,603,074	4,651,150	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	
	純 計 (A)-(B) (C)	2,801,246	3,281,074	4,603,074	4,651,150	
	支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	2,161,974	2,560,862	3,731,886
うち 職員給与費			111,643	113,910	113,910	113,910
2. 企 業 債 償 還 金			3,612,396	3,612,868	3,635,325	3,648,170
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金						
4. 他 会 計 へ の 支 出 金						
5. そ の 他						
計 (D)	5,774,370	6,173,730	7,367,211	7,406,835		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		2,973,124	2,892,656	2,764,137	2,755,685	
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	2,186,886	2,028,076	2,020,749	1,989,905
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	677,144	704,807	485,932	566,086
		3. 繰 越 工 事 資 金				
		4. そ の 他	109,094	159,773	257,456	199,694
計 (F)	2,973,124	2,892,656	2,764,137	2,755,685		
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		0	0	0	0	
企 業 債 残 高 (H)		45,520,466	43,739,098	43,698,873	43,039,804	

## ○他会計繰入金

区 分		年 度			
		令和元年度 ( 決 算 )	令和2年度 ( 決 算 見 込 )	令和3年度	令和4年度
収 益 的 収 支 分		2,443,659	2,268,938	2,206,108	2,188,485
	うち 基 準 内 繰 入 金	2,443,659	2,268,938	2,206,108	2,188,485
	うち 基 準 外 繰 入 金				
資 本 的 収 支 分		716,248	808,100	274,336	269,460
	うち 基 準 内 繰 入 金	286,749	278,092	274,336	269,460
	うち 基 準 外 繰 入 金	429,499	530,008		
合 計		3,159,907	3,077,038	2,480,444	2,457,945

( 収支計画 )

( 単位 : 千円 )

令和5年度 ( 計画 )	令和6年度 ( 計画 )	令和7年度 ( 計画 )	令和8年度 ( 計画 )	令和9年度 ( 計画 )	令和10年度 ( 計画 )	令和11年度 ( 計画 )	令和12年度 ( 計画 )
3,067,600	2,152,000	1,925,500	1,757,700	1,425,800	1,358,200	1,369,800	1,290,100
650,000	650,000	400,000	300,000				
258,900	258,288	263,925	265,982	270,919	255,542	245,190	209,301
1,574,514	802,230	823,650	720,120	720,120	635,460	656,625	577,830
48,800	43,800	42,400	42,400	42,400	42,400	42,400	42,400
4,949,814	3,256,318	3,055,475	2,786,202	2,459,239	2,291,602	2,314,015	2,119,631
0	0	0	0	0	0	0	0
4,949,814	3,256,318	3,055,475	2,786,202	2,459,239	2,291,602	2,314,015	2,119,631
4,155,377	2,462,018	2,497,279	2,321,685	2,321,553	2,155,126	2,199,941	2,015,999
113,910	113,910	113,910	113,910	113,910	113,910	113,910	113,910
3,635,752	3,731,260	3,644,652	3,601,772	3,514,782	3,336,702	3,229,927	2,939,177
7,791,129	6,193,278	6,141,931	5,923,457	5,836,335	5,491,828	5,429,868	4,955,176
2,841,315	2,936,960	3,086,456	3,137,255	3,377,096	3,200,226	3,115,853	2,835,545
2,066,396	2,250,776	2,405,575	2,463,706	2,704,694	2,536,094	2,460,863	2,181,151
559,862	553,934	547,064	546,283	545,148	544,311	533,019	541,982
215,057	132,250	133,817	127,266	127,254	119,821	121,971	112,412
2,841,315	2,936,960	3,086,456	3,137,255	3,377,096	3,200,226	3,115,853	2,835,545
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
42,471,652	40,892,392	39,173,240	37,329,168	35,240,186	33,261,684	31,401,557	29,752,480

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
2,201,004	2,414,119	2,389,982	2,387,949	2,382,099	2,375,697	2,376,088	2,367,073
2,201,004	2,414,119	2,389,982	2,387,949	2,382,099	2,375,697	2,376,088	2,367,073
258,900	258,288	263,925	265,982	270,919	255,542	245,190	209,301
258,900	258,288	263,925	265,982	270,919	255,542	245,190	209,301
2,459,904	2,672,407	2,653,907	2,653,931	2,653,018	2,631,239	2,621,278	2,576,374

区 分		年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
				( 決 算 )	( 決 算 見 込 )	( 計 画 )	( 計 画 )
収 益 的 収 入	収 益	1. 営 業 収 益 (A)		13,293	13,050	13,050	12,981
		(1) 料 金 収 入		13,293	13,050	13,050	12,981
		(2) 雨 水 処 理 負 担 金					
		(3) 受 託 工 事 収 益 (B)					
		(4) そ の 他					
	2. 営 業 外 収 益		86,029	86,343	85,172	83,310	
	(1) 補 助 金		12,000	17,764	17,265	16,593	
	他 会 計 補 助 金		12,000	17,764	17,265	16,593	
	そ の 他 補 助 金						
	(2) 他 会 計 負 担 金		48,206	44,055	43,394	41,900	
	(3) 長 期 前 受 金 戻 入		25,823	24,524	24,513	24,817	
	(4) そ の 他						
	収 入 計 (C)		99,322	99,393	98,222	96,291	
	収 益 的 支 出	収 益	1. 営 業 費 用		82,984	85,004	86,348
(1) 職 員 給 与 費							
基 本 給							
退 職 給 付 費							
そ の 他							
(2) 経 費		35,852	39,746	39,188	38,726		
動 力 費		1,384	1,393	1,393	1,393		
修 繕 費		4,336	6,811	6,811	6,811		
そ の 他		30,132	31,542	30,984	30,522		
(3) 減 価 償 却 費		47,132	45,258	47,160	48,251		
2. 営 業 外 費 用		14,837	12,994	10,479	7,919		
(1) 支 払 利 息		14,528	12,355	9,849	7,311		
(2) そ の 他		309	639	630	608		
支 出 計 (D)		97,821	97,998	96,827	94,896		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		1,501	1,395	1,395	1,395		
特 別 利 益 (F)		23					
特 別 損 失 (G)		1,524	1,395	1,395	1,395		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		-1,501	-1,395	-1,395	-1,395		
当 年 度 純 利 益 ( 又 は 純 損 失 ) (E)+(H)		0	0	0	0		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		0	0	0	0		
流 動 資 産 (J)		40,168	39,989	43,663	49,276		
う ち 未 収 金		3,439	3,376	3,376	3,358		
流 動 負 債 (K)		82,417	85,631	79,455	70,655		
う ち 建 設 改 良 費 分		75,868	78,370	72,296	63,580		
う ち 一 時 借 入 金							
う ち 未 払 金		6,549	7,261	7,159	7,075		
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )		-	-	-	-		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)		0	0	0	0		
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		13,293	13,050	13,050	12,981		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ( $((L)/(M)) \times 100$ )		-	-	-	-		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)		0	0	0	0		
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)		0	0	0	0		
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		13,293	13,050	13,050	12,981		
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ( $((N)/(P)) \times 100$ )		-	-	-	-		

( 収支計画 )

( 単位 : 千円、% )

令和5年度 ( 計画 )	令和6年度 ( 計画 )	令和7年度 ( 計画 )	令和8年度 ( 計画 )	令和9年度 ( 計画 )	令和10年度 ( 計画 )	令和11年度 ( 計画 )	令和12年度 ( 計画 )
12,981	12,912	12,912	12,912	12,843	12,843	12,774	12,774
12,981	12,912	12,912	12,912	12,843	12,843	12,774	12,774
84,798	83,689	84,102	88,485	90,392	93,249	99,364	101,633
17,833	16,860	15,881	17,928	16,720	16,343	17,896	16,592
17,833	16,860	15,881	17,928	16,720	16,343	17,896	16,592
41,736	40,708	40,959	42,158	43,843	45,450	48,189	49,990
25,229	26,121	27,262	28,399	29,829	31,456	33,279	35,051
97,779	96,601	97,014	101,397	103,235	106,092	112,138	114,407
90,735	91,437	93,185	97,718	99,284	101,628	107,143	108,913
40,566	39,418	38,736	40,611	39,185	38,724	40,540	39,206
1,393	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393	1,393
6,811	6,811	6,811	6,811	6,811	6,811	6,811	6,811
32,362	31,214	30,532	32,407	30,981	30,520	32,336	31,002
50,169	52,019	54,449	57,107	60,099	62,904	66,603	69,707
5,649	3,770	2,434	2,284	2,556	3,069	3,600	4,099
5,044	3,180	1,841	1,673	1,920	2,411	2,902	3,374
605	589	593	611	636	658	698	725
96,384	95,206	95,619	100,002	101,840	104,697	110,743	113,012
1,395	1,395	1,395	1,395	1,395	1,395	1,395	1,395
1,395	1,395	1,395	1,395	1,395	1,395	1,395	1,395
-1,395	-1,395	-1,395	-1,395	-1,395	-1,395	-1,395	-1,395
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
54,817	59,611	65,438	84,972	112,376	134,036	158,490	184,184
3,358	3,340	3,340	3,340	3,322	3,322	3,304	3,304
60,101	31,200	20,420	15,016	15,171	16,812	18,888	19,666
52,690	23,999	13,344	7,597	8,012	9,738	11,482	12,504
7,411	7,201	7,076	7,419	7,158	7,074	7,406	7,162
-	-	-	-	-	-	-	-
0	0	0	0	0	0	0	0
12,981	12,912	12,912	12,912	12,843	12,843	12,774	12,774
-	-	-	-	-	-	-	-
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
12,981	12,912	12,912	12,912	12,843	12,843	12,774	12,774
-	-	-	-	-	-	-	-

区 分		年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
				( 決 算 )	( 決 算 見 込 )	( 計 画 )	( 計 画 )
資 本 的 収 入	1. 企 業 債			55,900		3,500	20,000
		うち 資本費平準化債					
	2. 他 会 計 出 資 金			9,506	54,244	72,612	70,559
	3. 他 会 計 補 助 金						
	4. 他 会 計 負 担 金						
	5. 他 会 計 借 入 金						
	6. 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金					15,300	20,400
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金						
8. 工 事 負 担 金							
9. そ の 他							
	計 (A)			65,406	54,244	91,412	110,959
入	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)			0	0	0	0
	純 計 (A)-(B) (C)			65,406	54,244	91,412	110,959
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費			55,990		33,575	60,000
		うち 職員給与費					
	2. 企 業 債 償 還 金			73,836	75,868	78,370	72,296
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金						
4. 他 会 計 へ の 支 出 金							
5. そ の 他							
	計 (D)			129,826	75,868	111,945	132,296
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)				64,420	21,624	20,533	21,337
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金			59,330	21,624	18,872	17,737
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
3. 繰 越 工 事 資 金							
4. そ の 他			5,090		1,661	3,600	
	計 (F)			64,420	21,624	20,533	21,337
補填財源不足額 (E)-(F)				0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)				0	0	0	0
企 業 債 残 高 (H)				437,305	361,437	286,567	234,271

## ○他会計繰入金

区 分		年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
				( 決 算 )	( 決 算 見 込 )		
収 益 的 収 支 分				60,206	61,819	60,659	58,493
	うち 基 準 内 繰 入 金			48,206	44,055	43,394	41,900
	うち 基 準 外 繰 入 金			12,000	17,764	17,265	16,593
資 本 的 収 支 分				9,506	54,244	72,612	70,559
	うち 基 準 内 繰 入 金			2,641	2,570	2,673	2,779
	うち 基 準 外 繰 入 金			6,865	51,674	69,939	67,780
合 計				69,712	116,063	133,271	129,052

( 収支計画 )

( 単位 : 千円 )

令和5年度 ( 計画 )	令和6年度 ( 計画 )	令和7年度 ( 計画 )	令和8年度 ( 計画 )	令和9年度 ( 計画 )	令和10年度 ( 計画 )	令和11年度 ( 計画 )	令和12年度 ( 計画 )
32,100	30,900	30,900	43,100	55,400	55,400	55,400	30,900
40,951	29,034						
29,274	28,050	28,050	40,800	53,550	61,200	58,650	28,050
102,325	87,984	58,950	83,900	108,950	116,600	114,050	58,950
0	0	0	0	0	0	0	0
102,325	87,984	58,950	83,900	108,950	116,600	114,050	58,950
61,400	59,000	59,000	84,000	109,000	124,000	119,000	59,000
63,580	52,690	23,999	13,344	7,597	8,012	9,738	11,482
124,980	111,690	82,999	97,344	116,597	132,012	128,738	70,482
22,655	23,706	24,049	13,444	7,647	15,412	14,688	11,532
19,734	20,892	21,235	9,516	2,606	9,703	9,202	8,718
2,921	2,814	2,814	3,928	5,041	5,709	5,486	2,814
22,655	23,706	24,049	13,444	7,647	15,412	14,688	11,532
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
202,791	181,001	187,902	217,658	265,461	312,849	358,511	377,929

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
59,569	57,568	56,840	60,086	60,563	61,793	66,085	66,582
41,736	40,708	40,959	42,158	43,843	45,450	48,189	49,990
17,833	16,860	15,881	17,928	16,720	16,343	17,896	16,592
40,951	29,034						
2,890	901						
38,061	28,133						
100,520	86,602	56,840	60,086	60,563	61,793	66,085	66,582

区 分		年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
				(決算)	(決算見込)	(計画)	(計画)	
収 益 的 収 入	収 益	1. 営 業 収 益 (A)		23,780	23,042	22,803	22,387	
		(1) 料 金 収 入		23,780	23,042	22,803	22,387	
		(2) 雨 水 処 理 負 担 金						
		(3) 受 託 工 事 収 益 (B)						
		(4) そ の 他						
	2. 営 業 外 収 益		141,009	134,959	130,417	123,342		
	(1) 補 助 金		3,066	5,251	6,242	6,924		
	他 会 計 補 助 金		3,066	5,251	6,242	6,924		
	そ の 他 補 助 金							
	(2) 他 会 計 負 担 金		95,483	90,585	86,396	82,120		
	(3) 長 期 前 受 金 戻 入		42,460	39,120	37,776	34,295		
	(4) そ の 他			3	3	3		
	収 入 計 (C)		164,789	158,001	153,220	145,729		
	収 益 的 支 出	収 益	1. 営 業 費 用		136,478	132,635	130,120	124,934
			(1) 職 員 給 与 費					
基 本 給								
退 職 給 付 費								
そ の 他								
(2) 経 費		31,002	32,761	33,381	33,394			
動 力 費		7,280	7,516	7,516	7,516			
修 繕 費		3,054	4,464	5,107	5,114			
そ の 他		20,668	20,781	20,758	20,764			
(3) 減 価 償 却 費		105,476	99,874	96,739	91,540			
2. 営 業 外 費 用		27,536	25,333	23,067	20,762			
(1) 支 払 利 息		27,536	25,333	23,067	20,762			
(2) そ の 他								
支 出 計 (D)		164,014	157,968	153,187	145,696			
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		775	33	33	33			
特 別 利 益 (F)		162						
特 別 損 失 (G)		937	33	33	33			
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		-775	-33	-33	-33			
当 年 度 純 利 益 ( 又 は 純 損 失 ) (E)+(H)		0	0	0	0			
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		0	0	0	0			
流 動 資 産 (J)		78,900	79,558	80,743	82,666			
う ち 未 収 金		6,334	5,429	5,161	6,007			
流 動 負 債 (K)		132,763	135,721	138,204	140,864			
う ち 建 設 改 良 費 分		124,243	126,717	129,030	131,686			
う ち 一 時 借 入 金								
う ち 未 払 金		8,520	9,004	9,174	9,178			
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )		-	-	-	-			
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)		0	0	0	0			
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		23,780	23,042	22,803	22,387			
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ( (L)/(M) × 100 )		-	-	-	-			
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)		0	0	0	0			
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)		0	0	0	0			
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		23,780	23,042	22,803	22,387			
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ( (N)/(P) × 100 )		-	-	-	-			

( 収支計画 )

( 単位 : 千円、% )

令和5年度 ( 計画 )	令和6年度 ( 計画 )	令和7年度 ( 計画 )	令和8年度 ( 計画 )	令和9年度 ( 計画 )	令和10年度 ( 計画 )	令和11年度 ( 計画 )	令和12年度 ( 計画 )
21,958	21,541	21,124	20,695	20,278	19,849	19,432	19,003
21,958	21,541	21,124	20,695	20,278	19,849	19,432	19,003
115,640	112,289	110,452	110,408	109,107	107,955	105,510	104,514
6,224	6,726	7,143	8,936	9,352	9,780	8,857	9,260
6,224	6,726	7,143	8,936	9,352	9,780	8,857	9,260
78,075	75,152	72,909	71,074	69,350	67,762	66,231	64,824
31,338	30,408	30,397	30,395	30,402	30,410	30,419	30,427
3	3	3	3	3	3	3	3
137,598	133,830	131,576	131,103	129,385	127,804	124,942	123,517
119,147	117,699	117,743	119,533	119,876	120,181	119,160	119,366
32,031	32,038	32,045	33,415	33,422	33,429	32,098	32,080
7,516	7,516	7,516	7,516	7,516	7,516	7,516	7,516
3,757	3,764	3,770	5,141	5,148	5,155	3,798	3,805
20,758	20,758	20,759	20,758	20,758	20,758	20,784	20,759
87,116	85,661	85,698	86,118	86,454	86,752	87,062	87,286
18,418	16,098	13,800	11,537	9,476	7,590	5,749	4,118
18,418	16,098	13,800	11,537	9,476	7,590	5,749	4,118
137,565	133,797	131,543	131,070	129,352	127,771	124,909	123,484
33	33	33	33	33	33	33	33
33	33	33	33	33	33	33	33
-33	-33	-33	-33	-33	-33	-33	-33
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
84,440	86,503	89,042	91,824	94,046	96,216	101,332	109,362
6,183	6,025	6,427	6,202	5,938	5,804	5,462	6,168
141,153	139,521	136,765	125,776	122,426	111,955	98,247	86,632
132,350	130,716	127,958	116,592	113,240	102,768	89,425	77,815
8,803	8,805	8,807	9,184	9,186	9,188	8,822	8,817
-	-	-	-	-	-	-	-
0	0	0	0	0	0	0	0
21,958	21,541	21,124	20,695	20,278	19,849	19,432	19,003
-	-	-	-	-	-	-	-
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
21,958	21,541	21,124	20,695	20,278	19,849	19,432	19,003
-	-	-	-	-	-	-	-

区 分		年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
				( 決 算 )	( 決 算 見 込 )	( 計 画 )	( 計 画 )
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債		6,300	2,400		1,500
		うち 資本費平準化債					
		2. 他 会 計 出 資 金		62,419	64,307	68,386	80,450
		3. 他 会 計 補 助 金					
		4. 他 会 計 負 担 金					
		5. 他 会 計 借 入 金					
		6. 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金			2,500		
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金					
		8. 工 事 負 担 金		1,290	887	887	887
		9. そ の 他					
	計 (A)		70,009	70,094	69,273	82,837	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)		0	0	0	0	
	純 計 (A)-(B) (C)		70,009	70,094	69,273	82,837	
	資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費		8,940	6,734	467
うち 職員給与費							
2. 企 業 債 償 還 金				122,021	124,243	126,717	129,030
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金							
4. 他 会 計 へ の 支 出 金							
5. そ の 他							
計 (D)		130,961	130,977	127,184	138,987		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)			60,952	60,883	57,911	56,150	
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		60,364	60,271	57,869	55,245
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額					
		3. 繰 越 工 事 資 金					
		4. そ の 他		588	612	42	905
計 (F)		60,952	60,883	57,911	56,150		
補填財源不足額 (E)-(F)			0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)			0	0	0	0	
企 業 債 残 高 (H)			1,462,667	1,340,824	1,214,107	1,086,577	

## ○他会計繰入金

区 分		年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
				( 決 算 )	( 決 算 見 込 )		
収 益 的 収 支 分				98,549	95,836	92,638	89,044
	うち 基 準 内 繰 入 金			95,483	90,585	86,396	82,120
	うち 基 準 外 繰 入 金			3,066	5,251	6,242	6,924
資 本 的 収 支 分				62,419	64,307	68,386	80,450
	うち 基 準 内 繰 入 金			48,886	49,708	50,546	51,399
	うち 基 準 外 繰 入 金			13,533	14,599	17,840	29,051
合 計				160,968	161,403	161,024	169,494

( 収支計画 )

( 単位 : 千円 )

令和5年度 ( 計画 )	令和6年度 ( 計画 )	令和7年度 ( 計画 )	令和8年度 ( 計画 )	令和9年度 ( 計画 )	令和10年度 ( 計画 )	令和11年度 ( 計画 )	令和12年度 ( 計画 )
7,100	6,800	4,800	8,800	6,200	4,000	4,000	4,000
82,422	82,523	87,661	77,222	65,667	63,231	53,951	50,437
887	887	887	887	887	887	887	887
90,409	90,210	93,348	86,909	72,754	68,118	58,838	55,324
0	0	0	0	0	0	0	0
90,409	90,210	93,348	86,909	72,754	68,118	58,838	55,324
13,499	12,069	16,847	13,407	10,905	9,867	7,867	16,107
131,686	132,350	130,716	127,958	116,592	113,240	102,768	89,425
145,185	144,419	147,563	141,365	127,497	123,107	110,635	105,532
54,776	54,209	54,215	54,456	54,743	54,989	51,797	50,208
53,549	53,112	52,683	53,237	53,752	54,092	51,082	48,744
1,227	1,097	1,532	1,219	991	897	715	1,464
54,776	54,209	54,215	54,456	54,743	54,989	51,797	50,208
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
961,991	836,441	710,525	591,367	480,975	371,735	272,967	187,542

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
84,299	81,878	80,052	80,010	78,702	77,542	75,088	74,084
78,075	75,152	72,909	71,074	69,350	67,762	66,231	64,824
6,224	6,726	7,143	8,936	9,352	9,780	8,857	9,260
82,422	82,523	87,661	77,222	65,667	63,231	53,951	50,437
52,267	53,152	54,052	54,969	55,402	56,000	53,951	50,437
30,155	29,371	33,609	22,253	10,265	7,231		
166,721	164,401	167,713	157,232	144,369	140,773	129,039	124,521

## 用語集

## 用語集

用語		用語解説
ウ	雨水管理システム	ハード施策（雨水管渠や雨水調整池などの施設整備）のほか、ソフト施策（内水ハザードマップや避難情報提供などの公助）、止水板・土のう設置や避難行動などの市民による自助）を総合的に機能させて、浸水被害を軽減するシステム。
オ	汚水処理原価	有収水量 1 m <sup>3</sup> 当たりの汚水処理費用のこと。汚水処理に係るコストを表した指標として用いられる。
	汚水処理費用	汚水維持管理費（管渠費、ポンプ場費、処理場費など）と汚水資本費（汚水に係る減価償却費及び企業債利息等）の両方を含めた汚水処理に要した費用。
	汚泥	終末処理場での沈殿（沈でん）処理の工程で、除去された濁りなどの不純物を集めた泥状物質の総称。
カ	改築	対象施設の全部または一部の再建設あるいは取り替えを行うこと。
	合併処理浄化槽	⇒「(シ) 浄化槽」参照。
	管渠（かんきょ）	下水を収集し、排除するための施設で、汚水管渠、雨水管渠、合流管渠、遮集管渠の総称。またその設置方法により、暗渠（地下に埋められた管渠）と開渠（地上部から見える水路等）に区分される。
	幹線	下水排除施設の骨格をなす管路。
	管路	管渠、マンホール、柵、取付け管等の総称。
キ	企業債	下水道事業における建設改良費等の財源に充てるため、地方公共団体が借入れする地方債のこと。
	企業債残高対事業規模比率	使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。
	業務継続計画	大規模災害時の応急業務や優先度の高い通常業務等をあらかじめ特定するとともに、業務継続のために必要な執行体制等を明確にすることで、被災した場合でも迅速かつ的確に対応することを目的として作成した計画。
ケ	経費回収率	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等の妥当性を評価することが可能。

## 用語集

用語		用語解説
ケ	下水熱利用	下水の水温は大気に比べ、年間を通して安定しており、冬は暖かく、夏は冷たい特質があり、都市内に豊富に存在している。この下水水温と大気温の差（温度差エネルギー）を活用するもの。省エネ・省CO効果が発揮される。
	減価償却費	固定資産の使用による消耗など価値の減少分を表すと同時に、将来に向けて資産を更新しながら保持するための必要な財源（補てん財源）を確保するために毎年発生させる会計上の費用のこと。また、固定資産の帳簿原価から控除する形で資産価値を減少させるため、実態に近い資産価値を表示することができる。
	減災	被災時の被害最小化を図るための対策。復旧資材の確保や仮設沈殿・消毒池の設置場所確保、マンホールトイレの設置等があげられる。
	建設改良費	経営規模の拡充を図るために要する諸施設の建設整備等、固定資産の新規取得またはその価値の増加のために要する経費で、資本的支出（4条支出）として計上される。
コ	公共下水道（事業）	主として市街地における下水を排除し、または終末処理場で下水を処理するもの。都市の健全な発達及び公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を目的とする。なお、処理区域内に終末処理場を有するものを単独公共下水道といい、流域下水道に接続する処理区域のものを流域関連公共下水道という。
	公共用水域	河川、湖沼、港湾などの公共の用に供される水域、及びこれに接続する水路のこと。
	更新	改築のうち、対象施設の全部の再建設あるいは取り替えを行うこと。（対象施設の一部を取り替えることは修繕または長寿命化という。）
	合流改善事業	合流式下水道では、一定量以上の降雨時に未処理下水の一部がそのまま河川等に放流されるため、公衆衛生・水質保全・景観に影響を及ぼすことから、雨水耐水池の設置により未処理下水の放流を抑えるなどの対策を行う事業のこと。
	合流式	汚水、雨水を分離することなく、同一の管渠で排除する方式。

## 用語集

用語		用語解説
サ	再生可能エネルギー	有限で枯渇の恐れがある化石エネルギーに対し、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーのこと。下水道でいう下水熱のほか、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等が挙げられる。
	財務諸表	企業の一会計期間における経営成績を明らかにする損益計算書や一定の時点における保有するすべての資産・負債・資本を表す貸借対照表等のこと。財務諸表を活用した経営分析により客観的な状況を把握できるなど、より質の高い経営に繋げることができる。
シ	市街化区域	都市計画法に規定されている都市計画の内容の1つで、「すでに市街地を形成している区域または概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」のこと。
	事業計画	全体計画（基本計画）を実施するための年次ごとに定められた計画をいう。5～7 年間で財政、執行能力などの点で実現可能な計画を策定する。
	資本費平準化債	管渠の布設を例とした場合、減価償却費による補てん財源が発生する期間（50 年）に対して、建設財源として借入れた企業債の償還期間（30 年）が短く企業債償還の財源が不足するため、その差分について借入れが認められる企業債のこと。
	修繕	施設の機能が維持されるよう部分的に補強、小規模な取り替え等により修復すること。
	終末処理場	下水を最終的に処理して河川、海域等の公共用水域へ放流するために、下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう（下水道法第 2 条第 6 号）。処理施設の例として、スクリーン、沈砂池、最初沈殿池、反応タンク、最終沈殿池、消毒設備などの水処理施設、及び濃縮タンク、脱水設備などの污泥処理施設があげられる。終末処理場からの放流水は水質汚濁防止法により排水基準の適用を受ける。
	受益者負担金	都市計画事業により利益を受けるものに対して、その受ける利益の限度において事業費の一部を負担して頂くもの。

## 用語集

用語		用語解説
シ	浄化槽	し尿や生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別に処理するための施設。し尿のみを処理する単独処理方式とし尿と生活雑排水を処理する合併処理方式とがある。平成13年以降は単独処理浄化槽の新設が禁止されており、現在、浄化槽は合併処理浄化槽を指す。
	処理区	汚水の処理区域を処理場ごとに分割したものを処理区といい、その処理区の1つの汚水幹線が受け持つ区域を処理分区という。
	処理区域	下水道の整備対象とする区域であり、下水を処理場で処理する区域のこと。
	処理場	⇒「(シ) 終末処理場」参照。
ス	水洗化人口	下水道整備済み区域内で下水道に接続して汚水を処理している人口。
	水洗化率	下水道整備済み区域内で下水道に接続して汚水を処理している人口の割合。
	ストックマネジメント（手法）	持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。
セ	全体計画	下水道における全体計画（基本計画）はその地域の下水道のあり方を示すもので、概ね20年先の将来を想定して策定される。また、これを基に、5～7年間で達成可能な事業量について事業計画（事業認可）を立案し、順次、事業を進めていく。
タ	耐震化	強い地震でも建造物が倒壊、損壊ないように補強すること。
	耐用年数	減価償却資産が使用に耐える年数で、下水道施設の標準的な耐用年数は、管渠及びポンプ場、処理場の土木・建築構造物で概ね50年、機械・電気設備で概ね10～30年とされている。
	単独公共下水道	⇒「(コ) 公共下水道（事業）」参照。
チ	長寿命化	改築のうち、「対象施設」の一部の再建設あるいは取り替えを行うこと。管渠においては管渠の内側に補強材を張り付けるライニング等の更生工法のことをいう。
ト	特定環境保全公共下水道（事業）	下水道のうち、市街化区域以外の区域で、国立公園等における湖沼・ダム湖周辺地域などの水質保全上特に必要な地区で行われる事業。

## 用語集

用語		用語解説
ト	都市計画	都市における生産、居住などの諸機能を定められた目標まで高めるため、道路、鉄道、上下水道等の都市施設を総合的に計画すること。
ナ	内水ハザードマップ	雨水管渠や主要な排水施設の排水能力・布設状況から内水による浸水（集中豪雨などによる雨水を河川へ排出し切れずに発生する浸水）が起こる箇所を想定したもの。また、これをもとに避難情報の提供など防災意識を高めることで、防災・減災を図ることを目的としたもの。
ノ	農業集落排水（事業）	農業振興地域におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備により、農業用排水の水質汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図ることを目的とした事業。
	農業集落排水（処理）施設	農業集落排水事業を行うために整備された施設のこと。
ハ	バイオマス	エネルギー源として再利用できる動植物から生まれた有機性資源のことで、化石資源を除いたもの。下水汚泥や生ごみ、剪定廃材、家畜排泄物などがあげられる。
ヒ	非適	⇒「(ホ) 法適」参照。
フ	普及率	行政人口のうち、下水道が利用できる地域の人口の割合。
ホ	包括的民間委託	受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託すること。
	防災	災害の発生機構を明らかにし、人命及び財産の安全を図ることを目的として対策を行うことの総称。下水道の地震対策では、強い地震でも建造物が倒壊、損壊しないように補強したり、管渠やマンホールが破損したり浮上・沈下しないよう、施設や管路の耐震化を図ることを指す。
	法適	下水道事業に地方公営企業法を任意で適用することで、経営成績、財務状態の把握や企業経営の弾力化、職員の身分上の取り扱いなど公営企業の特徴を生かした事業運営が可能となる。地方公営企業法の任意適用していることを「法適」といい、このうち法のすべてを適用しているものを「全部適用」、財務規定などの一部に適用しているものを「一部適用」という。また、法の適用をしていないものを「非適」という。

## 用語集

用語		用語解説
ホ	補てん財源	将来に向けて資産を更新しながら保持するために必要な財源のことであり、減価償却費により企業内部に発生したものと事業運営による利益などのことをいう。建設改良費や企業債の元金償還の財源として使われる。
	(下水熱)ポテンシャルマップ	下水熱を利用するために都市内に張り巡らされた污水管渠における下水の流量を推計して、下水熱として利用できるエネルギー量を地図上にまとめ上げたもの。
	ポンプ場	下水などをポンプ揚水する目的のポンプ、配管、弁、補機類、制御設備などを含む施設。目的に応じて、排水ポンプ場、中継ポンプ場などがある。
マ	マンホールポンプ	マンホール内に設置した水中ポンプにより揚水して排除する施設。マンホール構造のポンプ槽と水中ポンプで構成され、スクリーン、沈砂池、建築家屋を省略して簡素化したもの。
コ	有収水量	終末処理場で処理した污水のうち使用料の対象となった水量のこと。
リ	流域関連公共下水道	⇒「(コ) 公共下水道 (事業)」参照。
	流域下水道	2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠からなる。事業主体は原則として都道府県である。
ロ	ローリング方式	実績と計画との乖離を評価しつつ計画の見直しを行い、経済情勢や財政状態に応じて修正を加えていく方式のこと。
P	PDCAサイクル	Plan (計画) → Do (実行) → Check (点検・評価) → Action (改善) の4段階のサイクルのことで、最後の Action を次のPDCAにつなげ、1周ごとにサイクルを向上 (スパイラルアップ) させて、継続的に業務改善を行う手法。
	PFI	公共サービスの提供に際して公共施設が必要な場合に、従来のように公共が直接施設を整備せずに民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法。(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)



---

 福島市下水道事業経営戦略

令和3年3月発行

編集・発行 都市政策部下水道室（下水道総務課）

〒960-8601 福島県福島市五老内町3番1号

TEL 024-525-3789（直通）

FAX 024-534-8228

<http://www.city.fukushima.fukushima.jp>

E-mail [ge-soumu@mail.fukushima.fukushima.jp](mailto:ge-soumu@mail.fukushima.fukushima.jp)

---